

宿毛市
公共施設等総合管理計画

平成 2 9 年 3 月策定

令和 6 年 3 月改訂

高知県宿毛市

目次

第1章 計画概要	1
1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨	1
2. 本計画の位置づけ	2
3. 計画対象期間	3
4. 計画対象施設	3
2章 本市の現状	5
1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し	5
(1) 人口の推移	5
(2) 人口の将来展望	6
(3) 人口ビジョンに基づく年齢3区分別人口の推移と将来の見通し	6
2. 財政の状況	8
(1) 歳入	8
(2) 歳出	10
(3) 投資的経費の推移（平成25年度～令和4年度）	12
(4) 有形固定資産の減価償却率の推移（平成27年度～令和3年度）	13
3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察	13
4. 公共施設等の現状	14
(1) 公共建築物の保有施設数等	14
(2) 建築年別・用途分類別延床面積	15
(3) 道路・橋りょう	17
(4) 上水道	17
(5) 下水道	17
(6) 漁港	18
(7) その他インフラ(トンネル・公園施設)	18
5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み	20
(1) 対象とした個別施設計画	20
(2) 公共建築物全体に係る更新等費用	20
(3) インフラ資産に係る個別施設計画の概要	24
第3章 総合管理の全体目標	26
1 選択と集中により住民の福祉と利便性の維持・向上を目指す	26
2 長寿命化等によりトータルコストの縮減・平準化を目指す	26
3 人口減少・高齢化時代に応じた施設整備	26
4 多目的化・複合化により施設等の総量縮減を目指す	27
5 防災・減災対策と連携した公共施設等の整備を目指す	27
第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針	28
1. 現状や課題に関する認識	28
(1) 財務	28
(2) 品質	28
(3) 供給	28

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	29
(1) 施設保有量の最適化	29
(2) 施設の適切な維持管理	29
(3) コストの抑制と財源確保	29
(4) 推進体制とマネジメントサイクルの構築	29
3. 公共施設等の管理に関する実施方針	30
(1) 点検・診断の実施方針	30
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	30
(3) 安全確保策の実施方針	30
(4) 耐震化の実施方針	30
(5) 長寿命化の実施方針	30
(6) ユニバーサルデザイン化	30
(7) 脱炭素化の推進方針	30
(8) 統合や廃止の推進方針	31
(9) 地方公会計（固定資産台帳等）の活用	31
(10) 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	31
(11) 広域連携	31
(12) 公共建築物の管理目標について	31
(13) インフラ資産の管理目標について	31
(14) 過去に行った対策の実績	32
4. 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針	33
(1) 取組体制の整備	33
(2) 職員の意識改革・技術の向上	33
(3) 個別計画との連携	33
(4) 財政との調整	33
(5) 情報の共有	33
(6) 官民協働・民間活力の活用	33
(7) 隣接する市町村との連携など広域的視野をもった検討	33
5. フォローアップの方針	34
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	35
1. 公共建築物	35
(1) 学校教育系施設	36
(2) 公営住宅等	39
(3) 市民文化系施設・社会教育系施設	42
(4) スポーツ・レクリエーション系施設	45
..... エラー! ブックマークが定義されていません。	
(5) 産業系施設	48
(6) 子育て支援施設	51
(7) 保健・福祉施設	54
(8) 行政系施設	57
(9) 公園	61
(10) 供給処理施設	64
(11) 医療施設	66

(12) その他（職員住宅、斎場等）	67
2. インフラ資産	71
(1) 上水道	71
(2) 下水道	71
(3) 漁港	71
(4) 橋梁	71
(5) その他インフラ（トンネル・公園施設）	71
第6章 計画の推進に向けて	72
用語の解説	73

第1章 計画概要

1. 公共施設等総合管理計画改訂の趣旨

全国の市町村では、昭和 30 年代半ばからの高度経済成長期とその後の約 10 年間に、人口の増加と住民ニーズに対応して、学校などの教育施設、公営住宅等、公民館や図書館などの公共施設、並びに道路、橋りょう、上下水道などのインフラ資産といった多くの公共施設等を整備してきました。

現在、これらの公共施設やインフラ資産が一斉に改修・更新時期を迎えており、将来的に、多額の費用が必要になると見込まれます。

宿毛市（以下「本市」という。）においても、この間、各公共施設の耐震改修などを進めていますが、限られた財源を有効活用する観点から、優先順位を設定して実施しており、いくつかの公共施設では、迅速な改修・更新を必要としている施設があります。

市民サービスの向上のためには速やかな改修・更新等が望まれるところですが、わが国が総人口減少時代を迎え、長期的に安定した財政投資を行うことが難しくなるとともに、民間の施設など、公共施設を補完する施設が整備される今日、住民が真に必要とする施設を効率良く長期的に更新・運営していく視点が重要です。

このため、「宿毛市公共施設等総合管理計画（令和 5 年度版）」（以下「本計画」という。）は、以上のような背景を踏まえ、平成 29（2017）年 3 月に策定した総合管理計画初版に時点補正を加えるとともに、各個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことによる財政負担の軽減・平準化や公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として策定するものです。

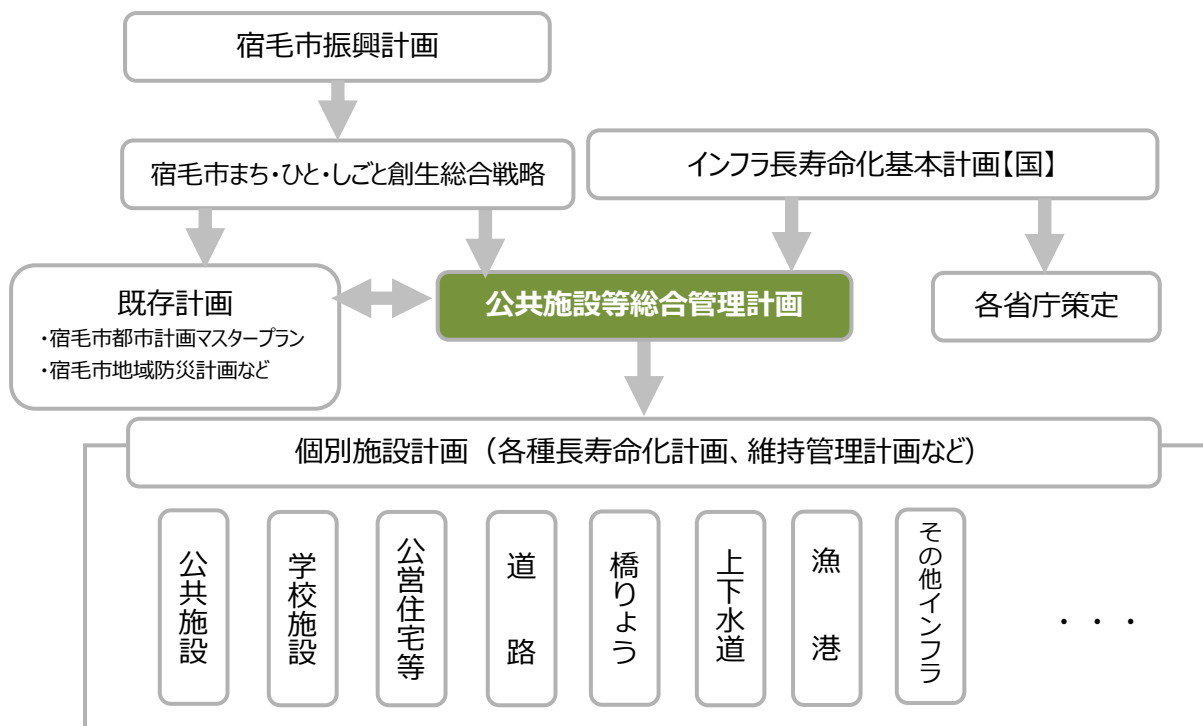
なお、本計画は、単に投資を抑制するための計画ではなく、厳しい財政状況の中、必要な投資を確実に実施するための対応方針を定める計画です。したがって、単に削減方針だけを掲げるのではなく、何が必要な投資なのかという観点も含めて検討した上で、その必要な投資の財源確保のため、重点化や優先順位付けを行っていくことが重要です。

本計画に掲げる基本方針等を通じて、市民や利用者の皆様に安全・安心で質の高い施設サービスを提供するとともに、持続可能な財政運営を目指していきます。

2. 本計画の位置づけ

公共施設やインフラ資産は、個々の管理だけではなく、公共施設等全体を捉えて管理していく必要があります。そのため、本市の最上位計画である「宿毛市振興計画」をはじめ、その他の市の関連計画との整合を図るとともに、本計画の下位計画と位置付けられる個別施設計画を反映し、分野横断的な施設面における基本的な取り組みの方向性を示すものです。

図表 1.2.1 本計画の位置づけ



※公共施設：学校施設、公営住宅等を除いた公共建築物

3. 計画対象期間

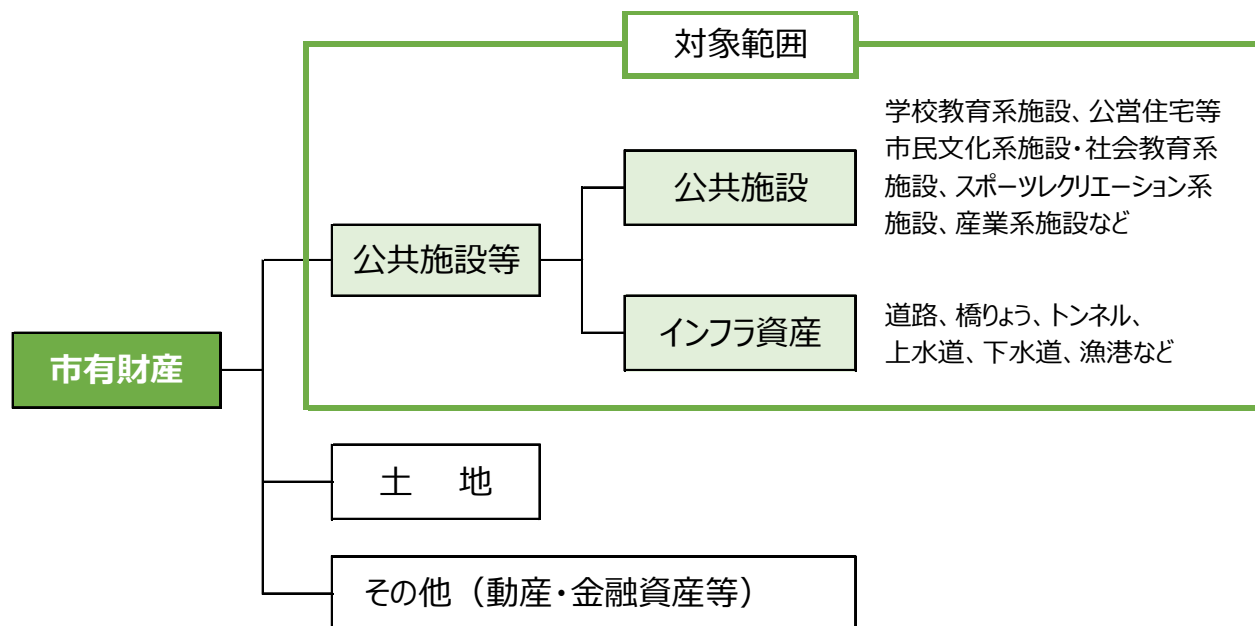
本計画の対象期間は、総合管理計画初版と同様に平成 29（2017）年度から令和 18（2036）年度までの 20 年間を計画対象期間としています。

なお、将来の施設更新費用の推計は、計画策定時（平成 28（2016）年度）の 40 年後である令和 37（2055）年度まで行い、長期的な見込みを展望します。

4. 計画対象施設

本計画の対象施設は、庁舎など本市の公共建築物及び道路、橋りょう、上水道、下水道、漁港、トンネルなどのインフラ資産とします。

図表 1.4.1 本計画の対象範囲



図表 1.4.2 公共施設概要

施設用途区分	主な施設
① 学校教育系施設	宿毛小中学校ほか、中学校 7 施設、小学校 9 施設、その他 4 施設など全 20 施設です。
② 公営住宅等	小筑紫北団地、片島東団地、与市明団地など全 30 施設です。
③ 市民文化系施設・ 社会教育系施設	宿毛文教センター、正和隣保館、貝礎隣保館、手代岡隣保館など全 11 施設 です。
④ スポーツ・レクリエーション系 施設	国民宿舎、観光センター、すくも 8 4 マリンターミナル、宿毛市総合運動公園な ど全 10 施設です。

施設用途区分	主な施設
⑤ 産業系施設	東部農村環境改善センター、小筑紫基幹集落センター、貝礎大型共同作業場など全 16 施設です。
⑥ 子育て支援施設	きぼうが丘保育園、正和児童館、地域子育て支援センター、放課後児童クラブなど全 17 施設です。
⑦ 保健・福祉施設	特別養護老人ホーム千寿園、中央デイケアセンターなど全 14 施設です。
⑧ 行政系施設	本庁舎、宿毛市交流複合施設さくら、東部支所など全 44 施設です。
⑨ 公園	三浦街区公園、宿毛市総合運動公園など全 13 施設です。
⑩ 供給処理施設	塵芥焼却場、環境管理センターなど全 3 施設です。
⑪ 医療施設	沖の島へき地診療所など全 2 施設です。
⑫ その他（職員住宅、斎場等）	母島職員住宅、宿毛市斎場、三浦街区公園津波避難タワーなど全 48 施設です。

図表 1.4.3 インフラ資産概要

施設用途区分	主な施設
① 道路・橋りょう	本市の市道の実延長は、一般道路部分で 391,430m、自転車歩行者道で 22,357m となっています。また、市が管理している橋りょう数は 338 橋あり、このうち 15m 以上の橋りょうは 71 橋、15m 未満の橋りょうは 267 橋となっています。
② 上水道	本市の水道施設は、上水道施設 1、簡易水道施設 2、飲料水供給施設 3 の計 6 施設で水道水の安定供給を行っています。
③ 下水道	本市は、平成 4 年から本格的な下水道整備に着手し、平成 14 年には「宿毛クリーンセンター」(汚水処理場)が供用開始されています。現在、本市の下水道の総延長は 43,053m、普及率は、21.7%、接続率は 64.0%となっています。
④ 漁港	本市の管理する漁港には、大海、藻津、栄喜、内外ノ浦、湊浦、大浦、宇須々木、池島、の 8 つの漁港があります。
⑤ その他インフラ（トンネル・公園施設）	本市の管理するトンネルは、宿毛トンネルと大道トンネル及び一生原トンネルの 3 本があります。このうち宿毛トンネルの建設年は昭和 4 年、大道トンネルは昭和 52 年、一生原トンネルは令和 2 年となっています。 また、都市公園については、9 か所あり、そのうち有料公園施設のある都市公園は 3 か所あります。

2章 本市の現状

1. 総人口及び年代別人口の今後の見通し

(1) 人口の推移

本市の総人口は、国勢調査によると平成2（1990）年の25,828人から平成12（2000）年まで増加傾向でしたが、その後減少に転じ、令和2（2020）年では、19,033人となっています。

また、少子高齢化が確実に進展しており、平成2（1990）年から令和2（2020）年にかけて、0～14歳（年少人口）の割合は19.4%から10.7%に、15～64歳（生産年齢人口）の割合は63.7%から49.6%に減少し、65歳以上（老年人口）の割合は16.9%から39.7%に増加しています。

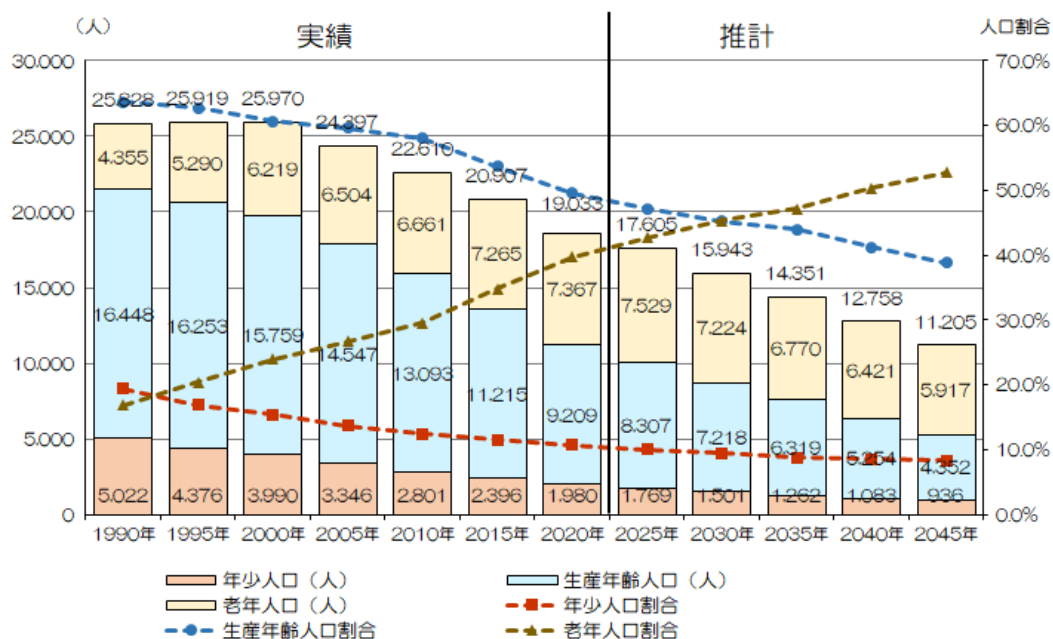
令和2（2020）年以降の将来推計値においてもその傾向は顕著であり、人口減少問題に対し、効果的な施策を展開していかなければならないことは明かです。

図表 2.1.1 人口の推移

宿毛市 39208 区分	実績						推計					
	H2年 1990年	H7年 1995年	H12年 2000年	H17年 2005年	H22年 2010年	H27年 2015年	R2年 2020年	R7年 2025年	R12年 2030年	R17年 2035年	R22年 2040年	R27年 2045年
総人口（人）	25,828	25,919	25,970	24,397	22,610	20,907	19,033	17,605	15,943	14,351	12,758	11,205
年少人口（人）	5,022	4,376	3,990	3,346	2,801	2,396	1,980	1,769	1,501	1,262	1,083	936
生産年齢人口（人）	16,448	16,253	15,759	14,547	13,093	11,215	9,209	8,307	7,218	6,319	5,254	4,352
老年人口（人）	4,355	5,290	6,219	6,504	6,661	7,265	7,367	7,529	7,224	6,770	6,421	5,917
年少人口割合	19.4%	16.9%	15.4%	13.7%	12.4%	11.5%	10.7%	10.0%	9.4%	8.8%	8.5%	8.4%
生産年齢人口割合	63.7%	62.7%	60.7%	59.6%	58.0%	53.7%	49.6%	47.2%	45.3%	44.0%	41.2%	38.8%
老年人口割合	16.9%	20.4%	23.9%	26.7%	29.5%	34.8%	39.7%	42.8%	45.3%	47.2%	50.3%	52.8%
年齢3区分別人口計	25,825	25,919	25,968	24,397	22,555	20,876	18,556	17,605	15,943	14,351	12,758	11,205
総人口との差分(年齢不明)	3	0	2	0	55	31	477	0	0	0	0	0

年齢3区分別人口割合は年齢不明を除いた人口総数を「100」としている。

※将来推計：「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）より
ただし令和2（2020）年は、国勢調査の実績とした。



（２）人口の将来展望

本市の人口ビジョン（平成 27（2015）年 10 月）によると、本市の現状や課題、また国の長期ビジョンを踏まえ、本市がこれから人口問題に対応していくためには、出生率の向上による自然動態の改善と、移住・定住人口の増加による社会動態の改善により人口減少の歯止めをかける必要があります。

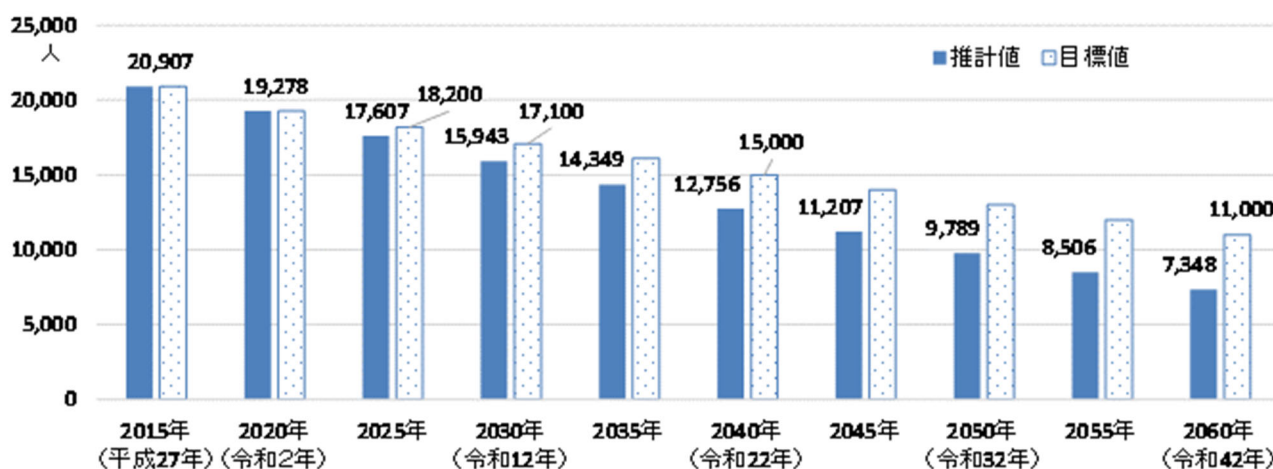
ただし、人口減少に歯止めをかけ、人口が安定するまでには長い期間を要します。それでも、対策を早期に講ずることで、将来人口に与える影響は大きくなります。自然動態の改善と社会減対策を同時に取り組み、人口構造を持続可能で安定した状態に戻していくために、本市では目指すべき将来の方向性として以下の 3 つを掲げます。

- ①若い世代の就労と、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する
- ②高知市や県外への人口流出に歯止めをかける
- ③人口減少・超高齢社会などに対応するために地域課題の解決

以上の目指すべき将来の方向性を踏まえ、本市が目指す将来人口は次のように定めます。

- 将来人口 令和 22（2040）年 15,000 人
- 令和 42（2060）年 11,000 人維持

図表 2.1.2 本市の将来人口の展望と社人研推計の比較

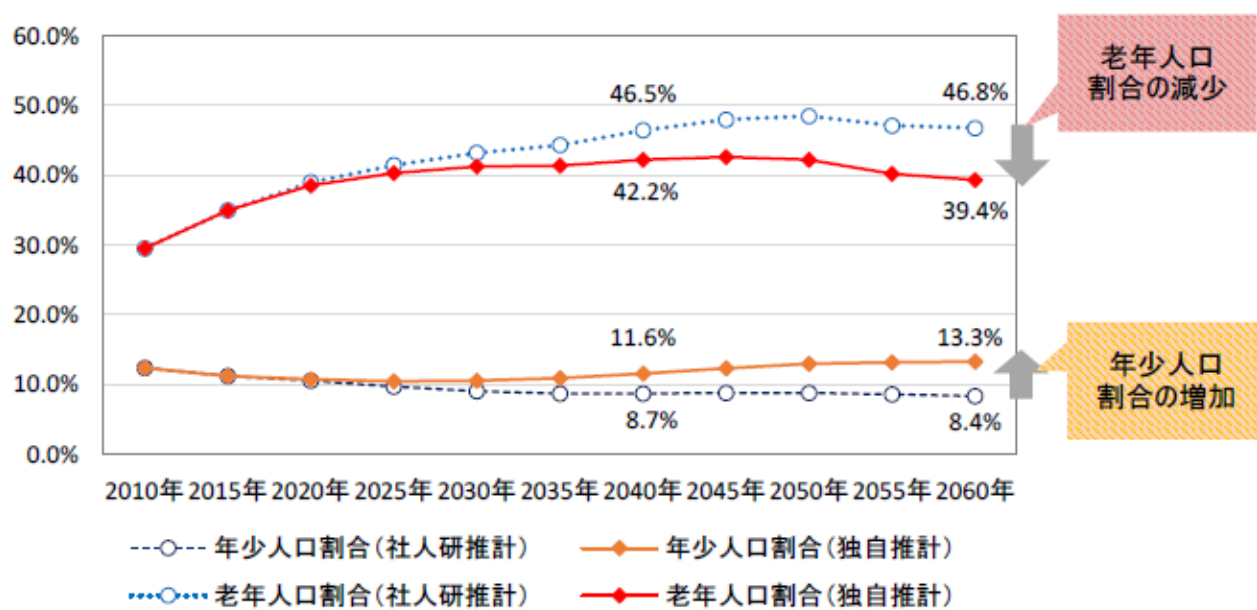


※出典：宿毛市振興計画（令和 3 年 3 月）

（３）人口ビジョンに基づく年齢 3 区分別人口の推移と将来の見通し

社人研推計では、高齢化率（老年人口割合）が令和 42（2060）年に 46.8%まで上昇するとされていますが、自然減対策と社会減対策を講ずることによって 39.4%まで改善されると見込まれており、年少人口割合においても、同様に改善がみられ、バランスの取れた人口構造に近づくことが分かります。

図表 2.1.3 年少人口割合と老年人口割合の比較



※出典：宿毛市人口ビジョン（平成 27 年 10月）

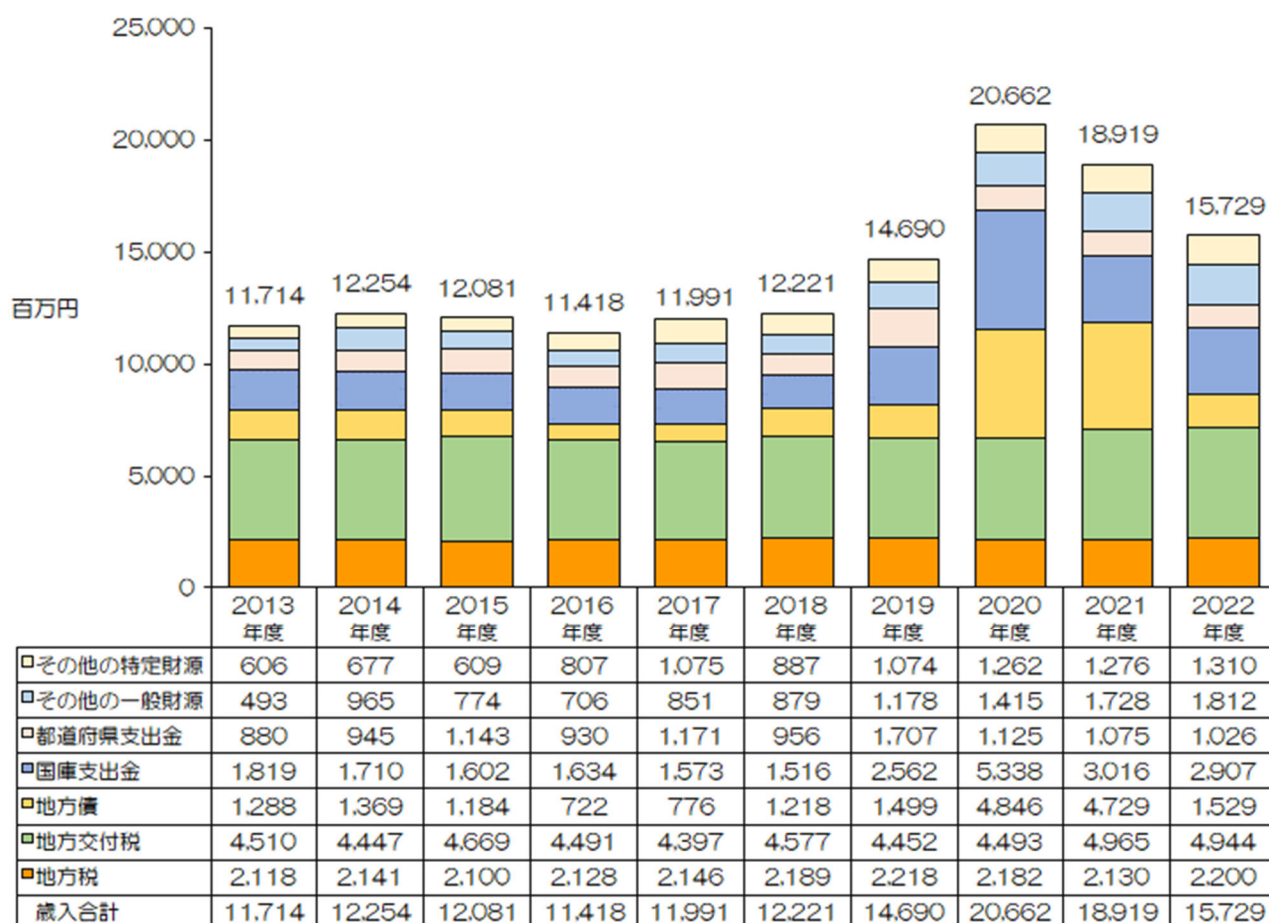
2. 財政の状況

(1) 歳入

普通会計の歳入総額は、平成 25（2013）年度が約 117 億円で、それ以降概ね 110～120 億円前後で推移してきましたが、令和 2（2020）年度決算では約 207 億円と前年度に比べて約 60 億円の増加となっており、令和 2（2020）年度～令和 4 年度（2022）年度にかけて歳入増が続いています。これは地方創生臨時交付金を始めとした国庫支出金の大幅な増加があったことが主因となっています。

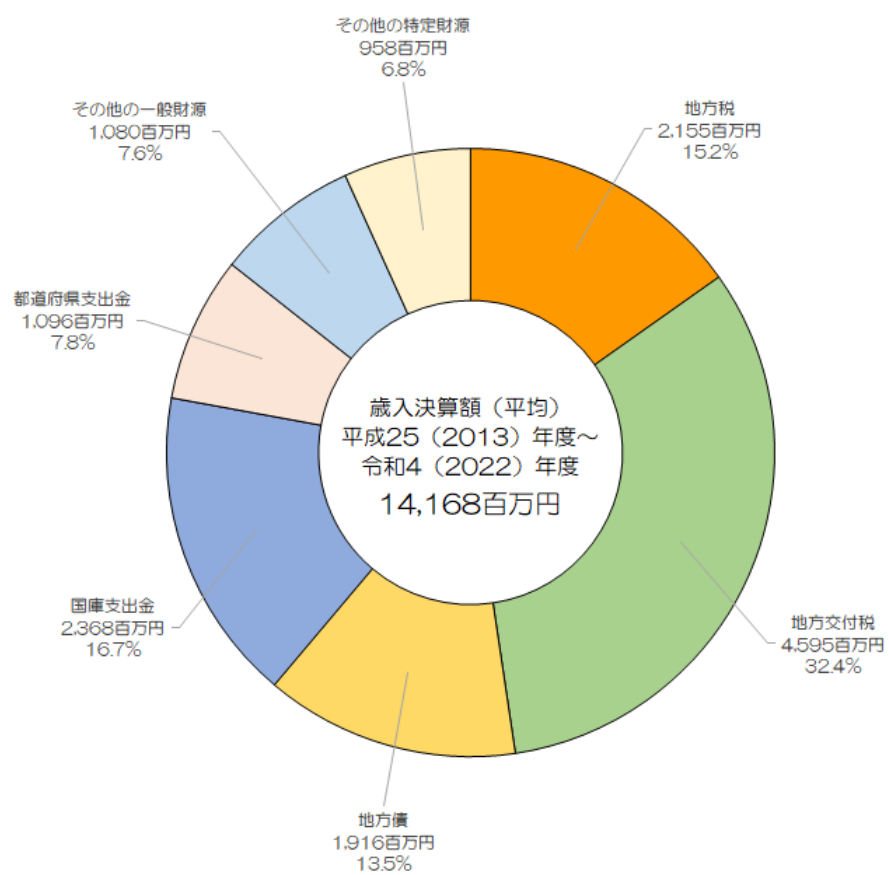
自主財源の根幹である地方税については、約 21～22 億円前後で推移していますが、今後、生産年齢人口の減少などにより地方税の減少が想定されます。また、地方交付税についても、人口減少などの影響を受け、現在より減少することが見込まれます。

図表 2.2.1 普通会計の歳入決算額（平成 25 年度～令和 4 年度）



歳入に係る平成 25（2013）年度から令和 4（2022）年度までの平均値は、総額が約 141.7 億円で、地方税が約 21.6 億円（15.2%）、地方交付税が約 46.0 億円（32.4%）となっています。

図表 2.2.2 普通会計の歳入平均額（平成 25 年度～令和 4 年度）



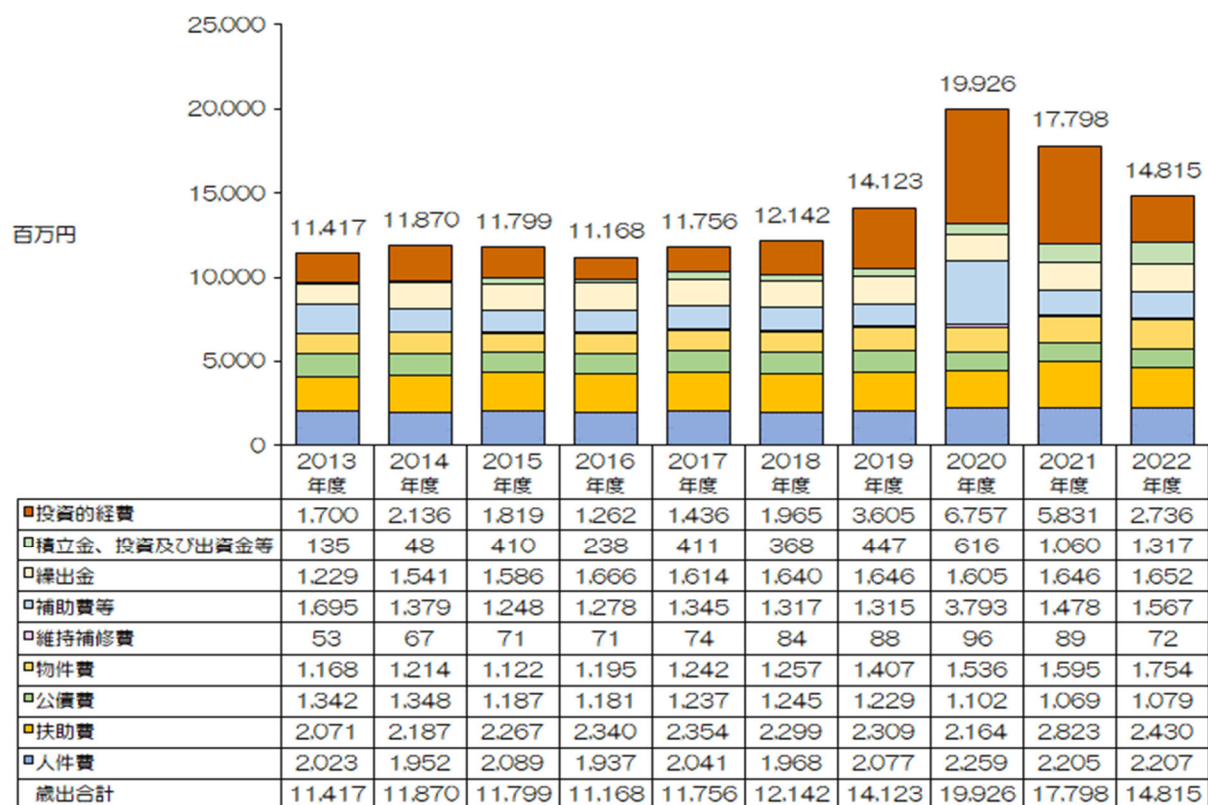
(2) 歳出

普通会計の歳出総額は、平成 25（2013）年度が約 114 億円で、それ以降概ね 120 億円前後で推移してきましたが、令和 2（2020）年度決算では約 199 億円と前年度に比べて約 58 億円もの増加となっています。これは新型コロナウイルス感染症に関連した予防経費や、住民生活、地域経済への支援対策経費等の増大等によるものです。

一方、義務的経費（人件費、扶助費、公債費の合計）については、公債費は減少傾向にあるものの、扶助費は増加傾向にあります。扶助費は、今後とも高齢化の進行に伴い、さらに増加していくものと考えられます。また、公債費についても、令和元年度から令和 4 年度にかけて実施した希望ヶ丘高台の整備や庁舎の高台移転事業等大型建設事業の財源として発行した地方債の元金償還開始等の影響により、今後は増加傾向に転じる想定となっております。

投資的経費（公共施設の新設・改修等整備に要する経費）については、令和元年（2019）年度から一時的に増加していますが、これには、庁舎や保育園、津波避難タワーなどの大規模な建設プロジェクトが含まれています。その他の年度については各年の整備状況に応じて約 12～20 億円の範囲で推移しています。

図表 2.2.3 普通会計の歳出決算額（平成 25 年度～令和 4 年度）



※義務的経費：任意に削減できない極めて硬直性が強い経費（人件費、公債費、扶助費）

※公債費：市の借入金に係る元利償還費に係る経費

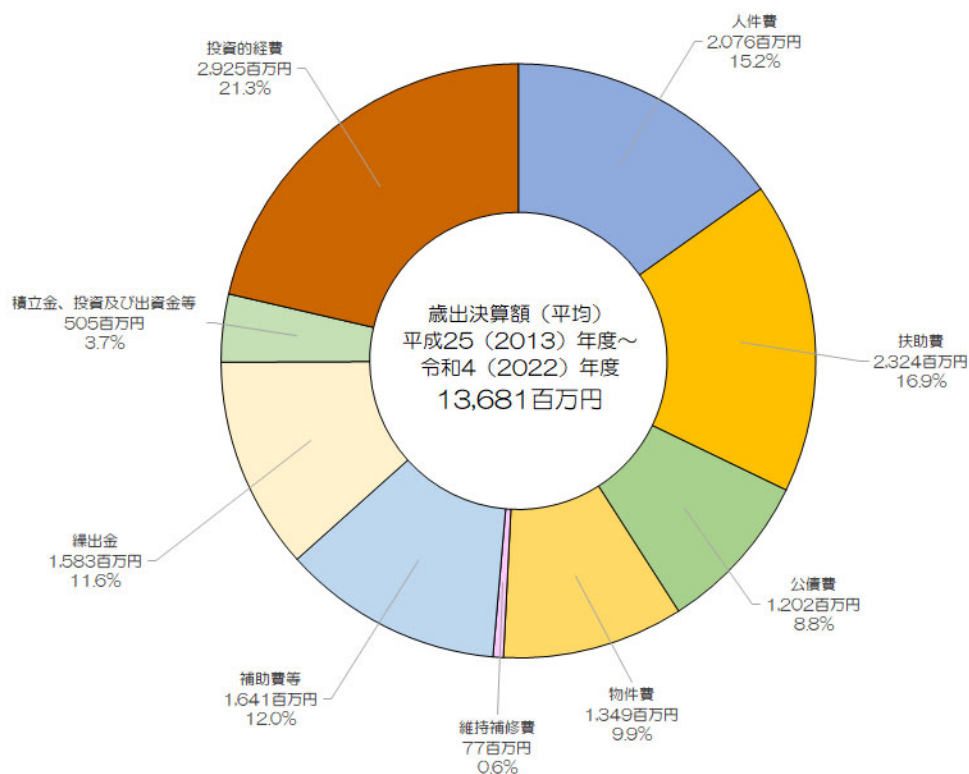
※扶助費：福祉医療、老人・児童・障害福祉、生活保護等の福祉関係の給付額で、主に法令により支出が義務づけられている経費

※投資的経費：道路・橋りょう、公営住宅等、学校等の建設等社会資本の整備に要する経費（下水道などの特別会計・企業会計に係るものは除く）

※その他経費：物件費、維持補修費、補助費、繰出金など

歳出に係る平成 25（2013）年度から令和 4（2022）年度までの平均値は、総額が約 137 億円で、人件費が約 21 億円（15.2%）、扶助費が約 23 億円（17.0%）、及び投資的経費が約 29 億円（21.4%）となっています。

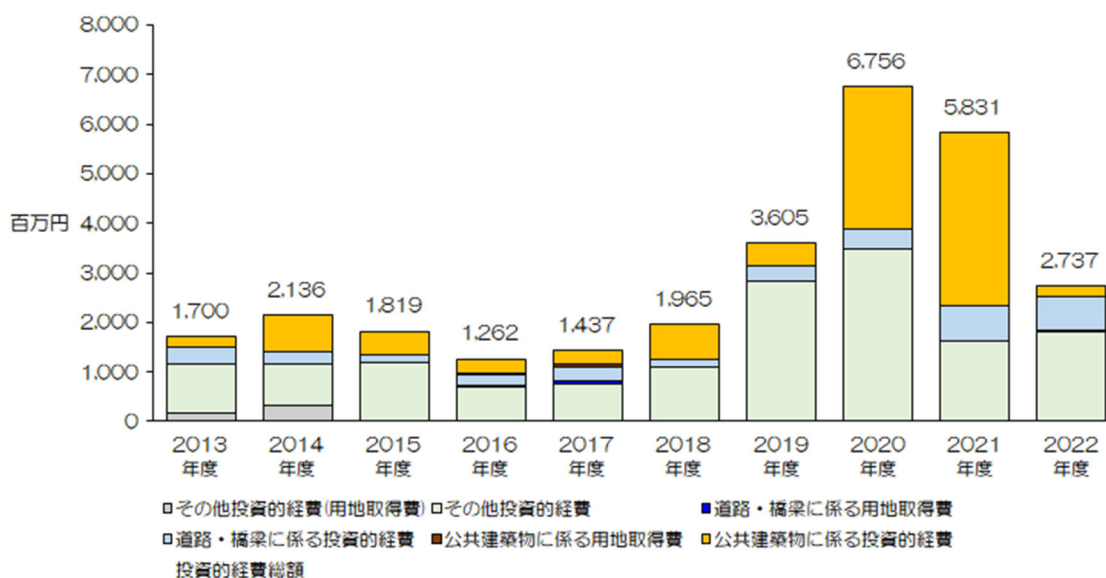
図表 2.2.4 普通会計の歳出平均額（平成 25 年度～令和 4 年度）



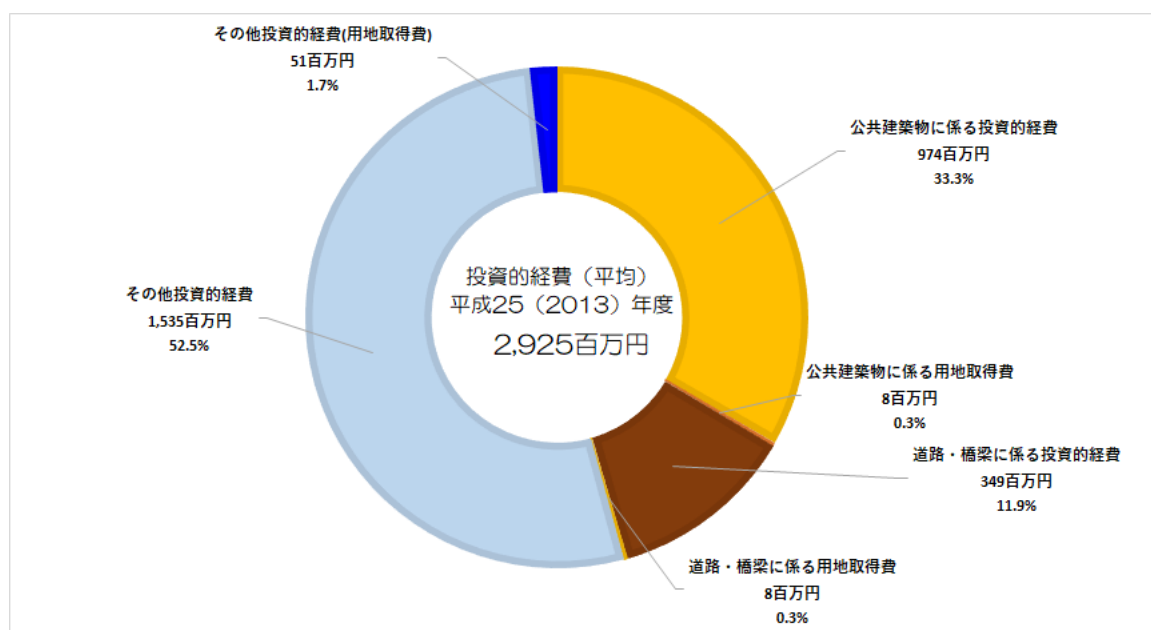
(3) 投資的経費の推移（平成 25 年度～令和 4 年度）

公共施設等の更新にどの程度の投資的費用が負担できるかを推測するため、過去の一般会計における投資的経費（普通建設事業費）の実績を分析した結果、公共建築物に係る過去 10 年間の平均投資額でみると、約 9 億 8 千 2 百万円となっています。これは、投資的経費全体の約 34%を占めています。

図表 2.2.5 一般会計の投資的経費の推移（平成 25 年度～令和 4 年度）



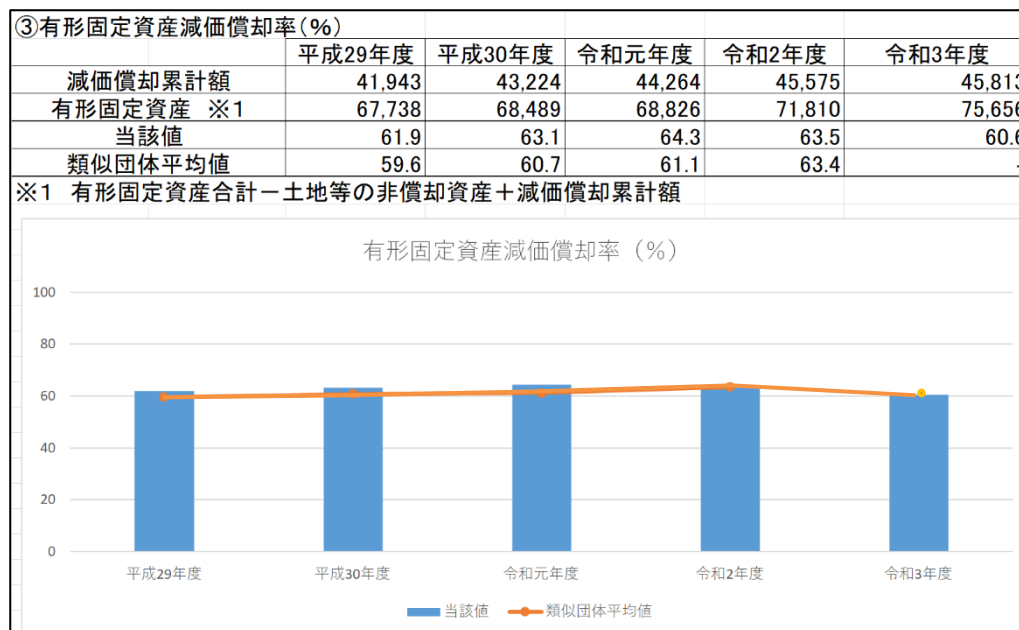
図表 2.2.6 一般会計の投資的経費平均額（平成 25 年度～令和 4 年度）



（４）有形固定資産の減価償却率の推移（平成 27 年度～令和 3 年度）

本市では、平成 28（2016）年度に策定した総合管理計画初版において、20 年後には、公共施設等の延床面積を 10%削減するという目標を掲げ、老朽化した施設の集約化・複合化や除却を進めているところです。有形固定資産減価償却率は、庁舎や保育園、津波避難タワーなどの必要不可欠な建設プロジェクトにより増加傾向を示していますが、今後も本計画に基づいた適正管理を行うことで、上昇抑制に努めます。

図表 2.2.7 有形固定資産の減価償却率



※出典：財政状況資料集（宿毛市）

3. 人口推移を踏まえた財政状況に関する考察

歳入面については、今後、生産年齢人口の減少に伴い個人住民税の減少が予想され、また法人市民税は企業業績と景気の影響を大きく受けるため予想が難しく大幅な税収増は期待できない状況です。

歳出面では、義務的経費の増加が予想されます。少子高齢化の進行等による扶助費並びに庁舎の高台移転事業等大型建設事業の財源として発行した地方債の元金償還開始等の影響による公債費の増加が見込まれます。

令和 4（2022）年度決算値に基づく①経常収支比率、②実質公債費率、③将来負担率の状況は次のとおりです。

- ① 経常収支比率:本市の令和 4（2022）年度決算における経常収支比率は 88.2%で、令和 3 年度（2021）年度決算と比較して 3.8%増加しております。本財政指標は、本市の経常的に生じる歳出に対する、同じく経常的な収入が見込まれる一般財源等の割合を示し、100%に近づくほど財政構造が硬直していることを表すものであるため、各年度決算における増減要因を分析し、翌年度以降の予算編成に反映させていく必要があります。
- ② 実質公債費率:本市の令和 4（2022）年度決算における実質公債費比率は 10.8%で、令和 3 年度（2021）年度決算と比較して 0.6%減少しております。県内市町村の平均値は 9.6%となっ

ていることから、引き続き、地方債の発行・償還のバランスに留意するとともに、償還財源の積立を目的として設置した基金への計画的な積立等により数値の改善に努めます。

- ③ 将来負担率:本市の令和 4（2022）年度決算における将来負担比率率は 54.5%で、令和 3 年度（2021）年度決算と比較して 14.0%減少しております。減少の要因は将来負担に対して充当可能な基金残高が増加したことによるものですが、今後においては義務的経費である扶助費や公債費の増加により、基金残高は減少する見込みとなっておりますので、多額の地方債発行や債務負担行為の設定には慎重を期す必要があります。

以上の情報を踏まえて、本市では以下のような対策を検討することが必要であると考えております。

- ① 歳入の確保：人口減少等の影響により歳入は減少する見込みであるため、必要な財源を確保するための施策を実施する必要があります。具体的には、観光振興などによる地域経済の活性化、老朽化や物価高騰の影響による公共施設維持管理費の増加を踏まえた施設使用料の適正化などが考えられます。
- ② 歳出の最適化：歳入が減少する見込みである一方で、必要な公共サービスを維持するためには、効率的な予算配分やコスト削減の取組が必要です。具体的には、デジタル化などによる事務事業の効率化や公共施設の適正な管理・運営などが考えられます。
- ③ 人口減少対策：人口減少は本市の財政に大きな影響を及ぼす見込みであるため、人口減少対策を講じていく必要があります。具体的には、若者や家族層の定住促進策、地域への移住促進策などが考えられ、高知県や関係団体と連携し効果効率的に事業展開していくことが重要です。

4. 公共施設等の現状

（1）公共建築物の保有施設数等

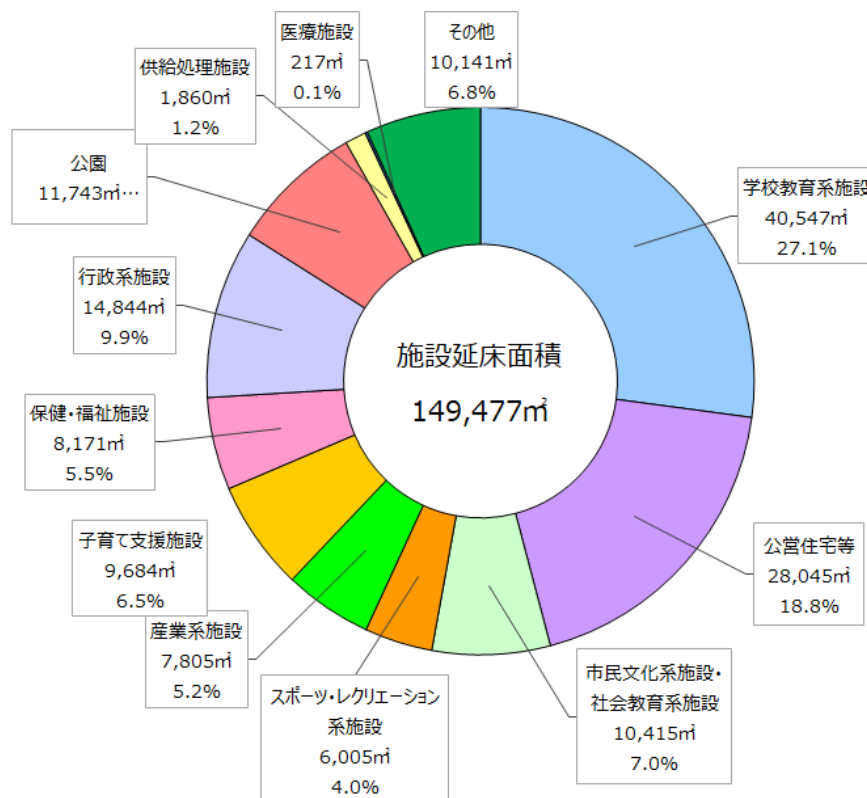
本市保有する公共建築物は全 227 施設、468 棟、総延床面積は 149,477 m²です。

このうち最も多くの面積割合を占めているのは小学校や中学校等の学校教育系施設で、総延床面積の約 28%を占めています。次に、公営住宅等が続き、総延床面積の約 20%を占めています。

図表 2.4.1 施設用途区別施設数及び延床面積（令和 4 年度末現在）

構成比	施設数	施設大分類	延床面積	構成比
8.8%	20施設	学校教育系施設	40,547㎡	27.1%
13.2%	30施設	公営住宅等	28,045㎡	18.8%
4.8%	11施設	市民文化系施設・社会教育系施設	10,415㎡	7.0%
4.4%	10施設	スポーツ・レクリエーション系施設	6,005㎡	4.0%
7.0%	16施設	産業系施設	7,805㎡	5.2%
7.5%	17施設	子育て支援施設	9,684㎡	6.5%
6.1%	14施設	保健・福祉施設	8,171㎡	5.5%
19.3%	44施設	行政系施設	14,844㎡	9.9%
5.7%	13施設	公園	11,743㎡	7.9%
1.3%	3施設	供給処理施設	1,860㎡	1.2%
0.9%	2施設	医療施設	217㎡	0.1%
21.1%	48施設	その他	10,141㎡	6.8%
100%	228施設	総計	149,477㎡	100%

図表 2.4.2 施設用途区別延床面積割合

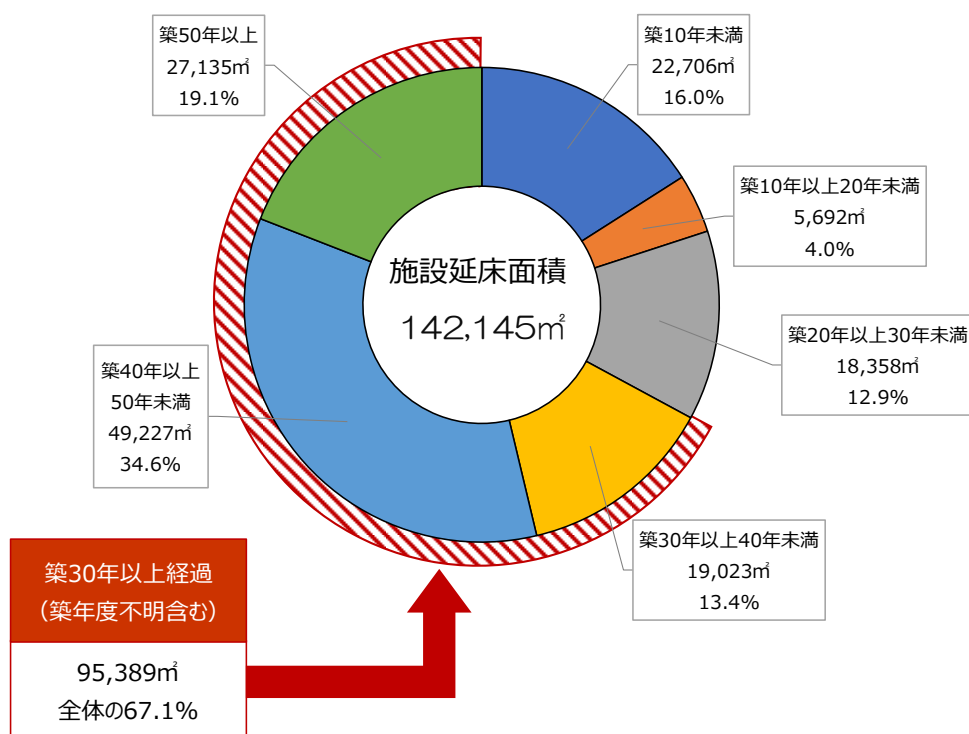
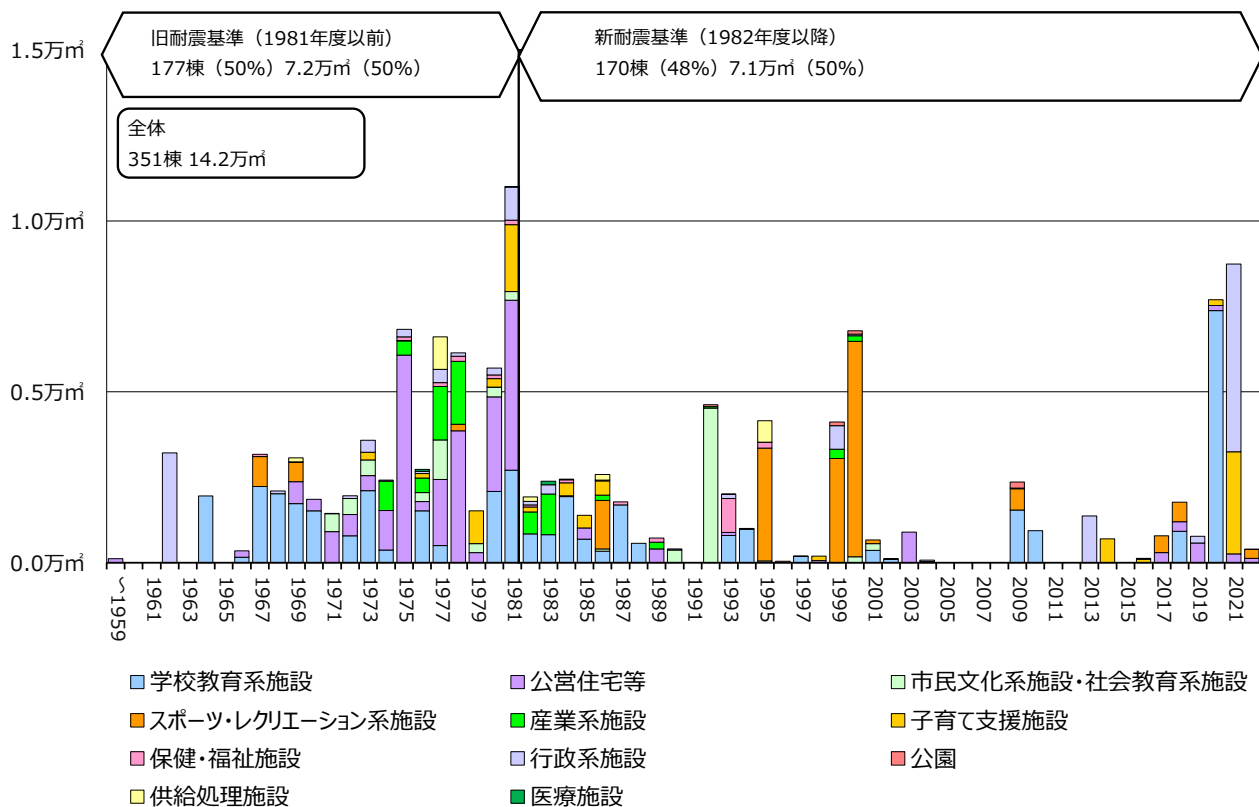


※出典：対象施設一覧等の集計

（２）建築年別・用途分類別延床面積

本市の全公共建築物のうち 1981 年以前の旧耐震基準に基づいて建設された公共施設が全体の約 50%を占めるほか、築 30 年以上の公共施設が全体の約 67%を占めていることから施設の老朽化が進行していることが伺えます。

図表 2.4.3 建築年別の延床面積



(3) 道路・橋りょう

本市の令和 4（2022）年度末現在の市道の実延長は、一般道路部分で 391,430m、自転車歩行者道で 22,357mとなっています。

また、市が管理している橋りょう数は 338 橋あり、このうち 15m 以上の橋りょうは 71 橋、15m 未満の橋りょうは 267 橋となっています。橋りょうについては、損傷状況を把握し、それに応じた対策を講じ、可能な限り橋りょうを長持ちさせるため、平成 26 年度に「宿毛市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、随時更新しています。長寿命化修繕計画では、一部を除いた市管理の橋りょう 336 橋を対象としています。

図表 4.3.1 市道の状況（令和 4 年度末現在）

項目	単位	一級幹線道	二級幹線道	その他の市道	自転車歩行者道	合計
市道実延長	m	31,952	43,605	304,104	22,357	402,018

図表 4.3.2 市保有の橋りょう（令和 4 年度末現在）

	単位	一級幹線道	二級幹線道	その他の市道	合計
全橋りょう	橋	25	46	268	338
15m 以上の橋りょう	橋	6	9	56	71
15m 未満の橋りょう	橋	19	36	212	267

(4) 上水道

本市の水道施設は、上水道施設 1、簡易水道施設 2、飲料水供給施設 3 の計 6 施設で水道水の安定供給を行っています。

このうち、上水道については総延長 288,477m、簡易水道については総延長 6,817m となっています。

上水道と簡易水道の状況（令和 4 年度末現在）

	単位	簡易水道					上水道		計
		小筑紫簡水	北部簡水	山北簡水	鶴来島簡水	沖の島簡水	宿毛	東部広域	
導水管	m	-	-	-	1,777	296	483	0	2,556
送水管	m	-	-	-	132	0	6,439		6,571
排水管	m	-	-	-	408	4,204	281,555		286,167
計	m	0	0	0	2,317	4,500	288,477	0	295,294

(5) 下水道

本市は、平成 4 年から本格的な下水道整備に着手し、平成 14 年には「宿毛クリーンセンター」(汚水処理場)が供用開始されています。

一方で、公共下水道の基本計画を策定後 25 年が経過し、現在の市の情勢に即した公共下水道全体計画の見直しを平成 25 年度に行いました。

現在、本市の下水道の総延長は 43,053m、普及率は、21.7%、接続率は 64.0%となっています(令和 6 年 3 月 31 日現在)。

図表 4.4.1 下水道の総延長・普及率(令和 4 年度末現在)

項目	状況
総延長	43,053m
普及率	21.7%
接続率	64.0%

図表 4.4.1 下水道の処理施設 (令和 4 年度末現在)

施設名	竣工年度 (年度)	延床面積 (㎡)	構造・階層	所管課
宿毛市クリーンセンター	H14	4,157.12	鉄筋コンクリート造	水道課
宿毛ポンプ場	S56	1329.5	鉄筋コンクリート造	水道課
高砂ポンプ場	H11	775.00	鉄筋コンクリート造 ・2 階	水道課
二ノ宮クリーンセンター	H8	260.00	鉄筋コンクリート造	水道課
大海クリーンセンター(大海処理 区)	H10	257.00	鉄筋コンクリート造	水道課

(6) 漁港

本市の管理する漁港には、大海、藻津、栄喜、内外ノ浦、湊浦、大浦、宇須々木、池島、の 8 つの漁港があります。そのうち規模の大きい大海、藻津、栄喜、内外ノ浦、宇須々木の各漁港は水産基盤ストックマネジメント機能保全計画を策定しており、令和 4 年度に藻津漁港の同計画の更新を実施しました。

図表 4.6.1 漁港の状況(令和 4 年度末現在)

漁港名	施設内訳
大海漁港	防波堤、防潮堤、護岸、物揚場、船揚場、臨港 道路、集落道
藻津漁港	防波堤、護岸、物揚場、船揚場、臨港道路、施 設用地(野積場等)
栄喜漁港	防波堤、防砂堤、護岸、岸壁、物揚場、船揚場、輸送施設、臨港道路、施設用 地(野積場等)
内外ノ浦漁港	防波堤、護岸、胸壁、物揚場、臨港道路、施設 用地(網干場)、集落道
湊浦漁港	防波堤、防潮堤、護岸、物揚場
大浦漁港	防波堤、防砂堤、護岸、物揚場、船揚場
宇須々木漁港	防波堤、岸壁、護岸、物揚場、船揚場、臨港道 路、施設用地(野積場)
池島漁港	防波堤、護岸、物揚場、施設用地(網干場)

(7) その他インフラ(トンネル・公園施設)

本市の管理するトンネルは、宿毛トンネルと大道トンネル及び一生原トンネルの 3 本があります。このうち宿毛トンネルの建設年は昭和 4 年で、坑口付近での法面崩落により通行止めとなっており、今後、地元関係者との協議により廃止も含めて検討していく予定です。また、大道トンネルは昭和 52 年、一生原トンネルは令和 2 年となっています。

図表 4.7.1 トンネルの状況(令和 4 年度末現在)

トンネル名	所在地	建設年度	構造	延長
宿毛トンネル	与市明野地線	昭和 5 年	鉄筋コンクリート造	207.6m
大道トンネル	山田芳奈線	昭和 52 年	鉄筋コンクリート造	130.0m
一生原トンネル	一生原久才川線	令和 2 年	鉄筋コンクリート造	499.0m

また、都市公園については、9 か所あり、そのうち有料公園施設のある都市公園は 3 か所あります。

図表 4.7.2 都市公園(令和 4 年度末現在)

公園名	住所
宿毛運動公園	宿毛市大深浦 131 番
三浦街区公園	宿毛市中央五丁目 2385 番 4
春長街区公園	宿毛市桜町 2 番 9
本町街区公園	宿毛市中央二丁目 7 番 6
西谷街区公園	宿毛市桜町 9 番 1
西町街区公園	宿毛市西町二丁目 10 番 76
平田公園	宿毛市平田町戸内 3386 番 1
西町公園	宿毛市西町五丁目 592 番 9
宿毛市総合運動公園	宿毛市山奈町芳奈 4024 番地

図表 4.7.3 有料公園施設（令和 4 年度末現在）

公園名	施設内訳
宿毛運動公園	野球場・補助グラウンド・雨天練習場
平田公園	テニスコート・多目的広場
宿毛市総合運動公園	市民体育館アリーナ・市民体育館武道場・市民体育館附属施設・陸上競技場・多目的グラウンド・補助グラウンド

5. 公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込み

公共施設等の改修・更新等に係る中長期的な経費の見込みについては、現在計画されている個別施設計画を踏まえて、とくに対策を講じることなく現在と同じ規模で更新を行うこととした場合と、施設再編や長寿命化計画を反映した場合の改修・更新等に係る費用を比較し、その対策効果をとりまとめました。

(1) 対象とした個別施設計画

本計画の対象とした個別施設計画は、次のとおりです。これらの個別施設計画は、本市の総合管理計画の方針に基づき、公共施設等の維持管理に係る対策として定めたものです。

図表 2.5.1 対象とした個別施設計画

区分	計画名	計画期間
公共施設	公共施設個別施設計画	令和4年度～令和13年度（10年間）
	学校施設長寿命化計画	令和2年度～令和38年度（37年間）
	宿毛市立小中学校再編計画	令和元年度～令和12年度（12年間）
	宿毛市公営住宅等再編計画	平成26年度～令和5年度（10年間）
	宿毛市公営住宅等長寿命化計画（第2期）	令和2年度～令和11年度（10年間） ※令和5年度末で再編計画と統合し、第3期へ
	宿毛市公営住宅等長寿命化計画（第3期） （公営住宅等再編計画と公営住宅等長寿命化計画を一本化）	令和6年度～令和15年度（10年間）
	宿毛市消防団再編計画	令和4年度～令和13年度（10年間）
インフラ資産	橋梁長寿命化修繕計画	令和4年度～令和13年度（10年間）
	宿毛市道路トンネル維持管理計画	平成31年度～令和50年度（50年間）
	宿毛市公園施設長寿命化計画	平成28年度～令和7年度（10年間）
	水道事業経営戦略	平成29年度～令和8年度（10年間）
	下水道事業経営戦略	令和2年度～令和11年度（10年間）

※計画期間と更新等費用の算定期間は、必ずしも同じではない。

(2) 公共建築物全体に係る更新等費用

施設の老朽化が進んでいく中で、施設を維持していくには、建替えや大規模改修に係る膨大な更新費用が生じてくるため、これに対する財政措置が大きな課題となってきます。

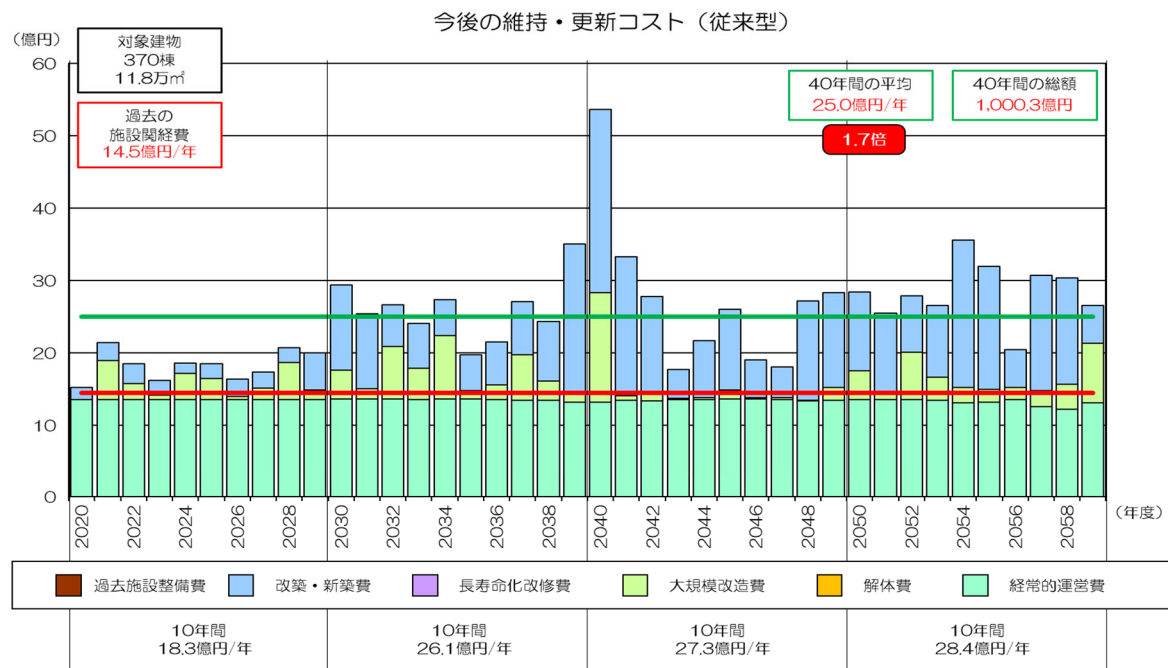
図表 2.5.2 は、公共建築物に係る個別施設計画及び個別施設計画の対象外となった公共建築物（以下「公共建築物（その他）」という。）の更新費用等算定結果を基に、長寿命化等対策前の今後40年間¹の更新等費用の推計を示しています。

本市が保有する公共建築物をすべて同規模・同量で今後も維持更新し続けた場合、施設の更新等などに要する費用として、40年間で約1000.3億円が必要となる見込みで、年間約25.0億円となります。

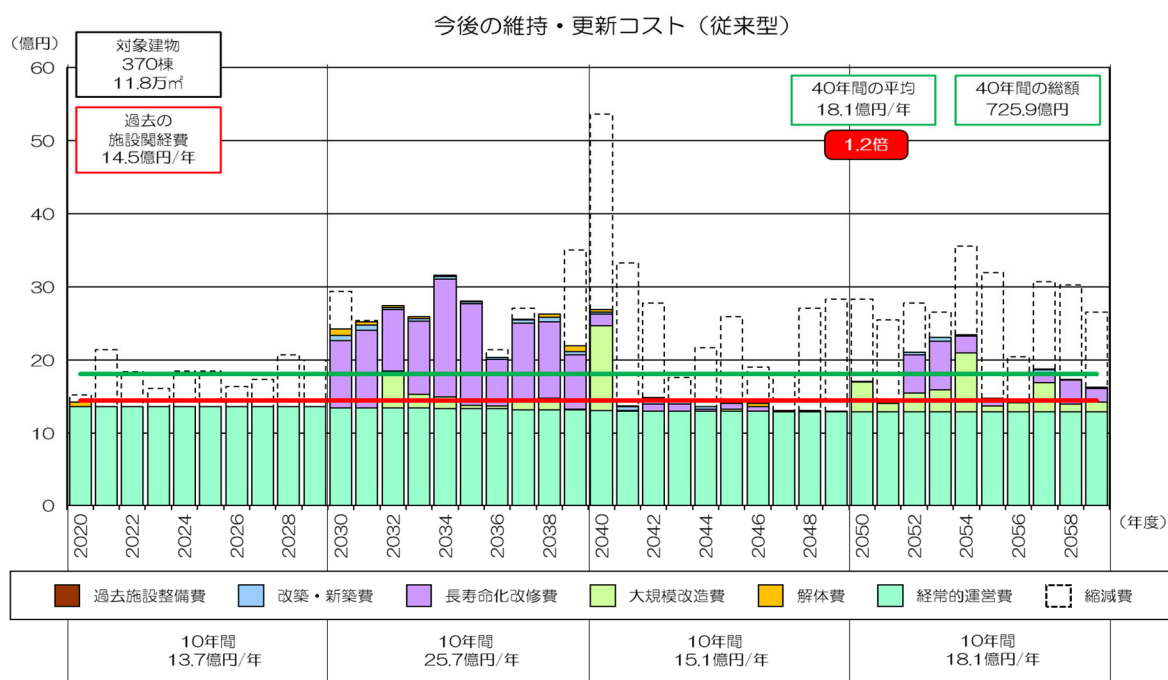
¹ 各個別施設計画の更新等費用算定期間開始年次から40年間を集計した。

図表 2.5.3 は、長寿命化等対策後の今後 40 年間の更新等費用の推計を示しています。これによると、各施設に対して長寿命化対策等を講じた場合、40 年間で 725.9 億円になる見込みで、年平均で約 18.1 億円となり、対策前と比べて年間約 6.9 億円の縮減効果が確認できました。

図表 2.5.2 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策前）



図表 2.5.3 公共建築物に係る今後 40 年間の更新等費用の推計（対策後）



（３）インフラ施設に係る更新等費用

インフラの更新費用を試算すると、以下のとおりです。

道路の更新費用は、耐用年数を 15 年と設定し、整備済面積に更新単価を乗じて試算すると、平成 29 年度の更新費用総額は 227.2 億円、1 年当たりの更新費用は 5.8 億円となります。

橋りょうの更新等費用は、宿毛市橋梁長寿命化修繕計画の計画値を採用し、推計期間の令和元年～51 年度の事業費の合計は 111.0 億円、1 年当たりの事業費は 2.2 億円となります。

上水道の更新費用は、耐用年数を 40 年と設定し、上水道施設及び簡易水道施設の管路に管径別の単価を乗じて試算すると、平成 29～令和 37 年度の更新費用総額は 289.6 億円、1 年当たりの更新費用は 7.4 億円となります。

下水道の更新費用は、耐用年数を 50 年と設定し、管径別整備年度別に単価を乗じて試算しています。本市の下水道の整備は平成 4 年から始められたため、管路の更新は令和 24 年からとなり、更新費用総額は 37.2 億円、1 年当たりの更新費用は、0.95 億円となります。

漁港の更新費用は、市で管理する 8 つの漁港について、耐用年数 50 年の半分の 25 年ごとに再調達価格の 6 割をかけて補修していく設定とし試算すると、平成 29～令和 37 年度の更新費用総額は 59 億円、1 年当たりの更新費用は、1.5 億円となります。

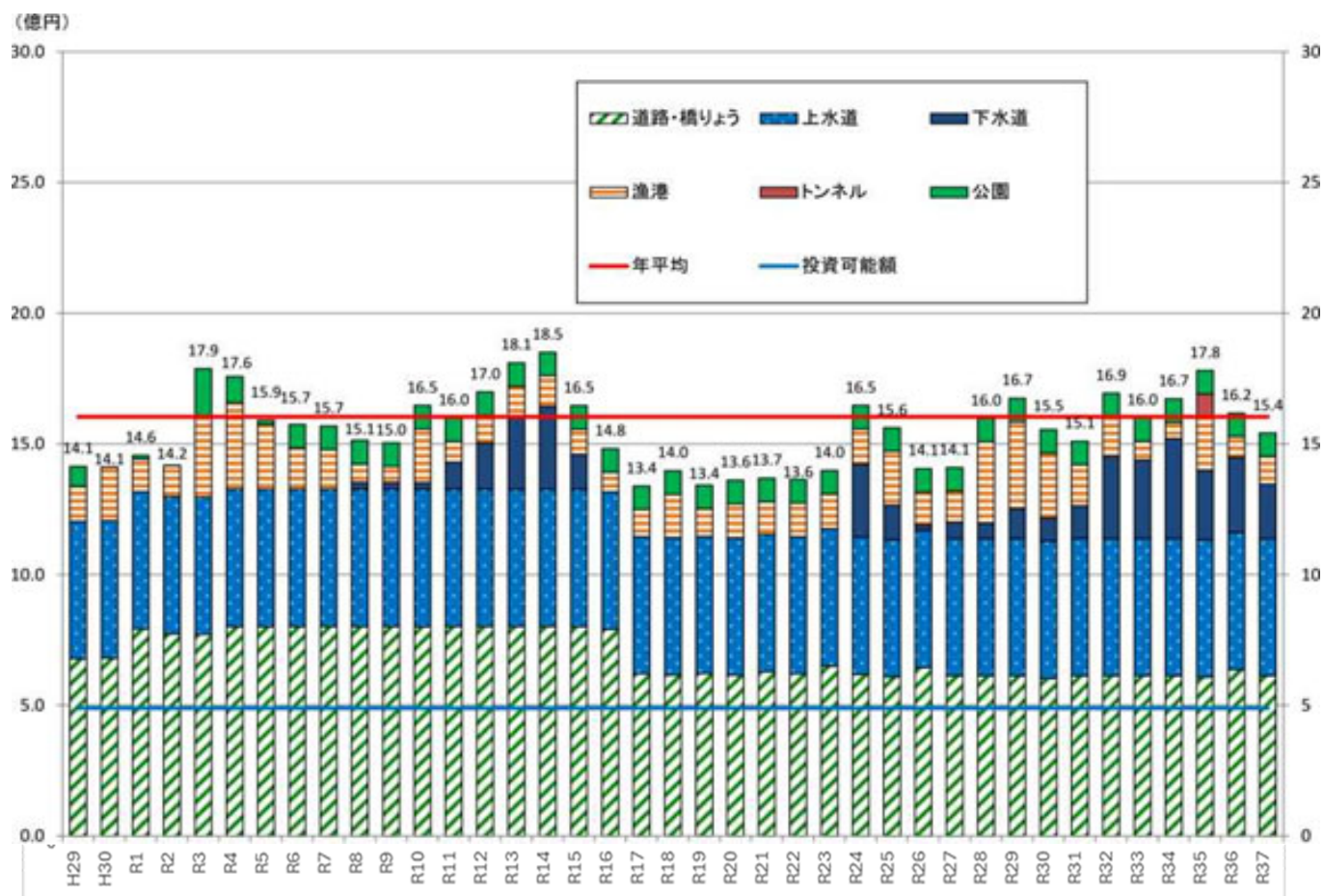
トンネルの更新等費用は、道路トンネル長寿命化修繕計画の計画値を採用し、令和 50 年度までの事業費の合計は 1.66 億円となります。

公園施設については、市で管理する公園のうち、都市公園施設長寿命化計画を策定し、かつ更新費用の大きな宿毛市総合運動公園、平田公園、宿毛運動公園の 3 つの公園を対象としています。更新費用については、平成 35 年度までは都市公園施設長寿命化計画で試算されている値を採用し、令和 6 年度以降は、計画の年平均が継続してかかると設定し試算すると、平成 29～令和 37 年度の更新費用総額は 32.8 億円、1 年当たりの更新費用は、0.84 億円となります。

以上の全てのインフラを合計した、平成 29～令和 37 年度の更新費用総額は 605.8 億円、1 年当たりの更新費用は 15.5 億円必要となります。

一方で、平成 26～27 年度の道路、橋りょう、上水道、下水道、漁港、トンネル、公園施設の投資的経費のうち既存更新分は 3.6 億円となっています。この額を今後もこれらインフラの更新に使うことができる投資可能額としてとらえ、上記の試算結果として算出された 1 年当たりの更新費用 15.5 億円と比較すると、これまでの 4.3 倍の費用が掛かることになります。また、今後できるかぎり新規整備を行わない設定とし、新規整備分と用地取得分を含めて 4.9 億円を今後の既存インフラの更新に使うことができる投資可能額としてとらえるならば、上記の試算結果として算出された 1 年当たりの更新費用 15.5 億円と比較すると、これまでの 3.2 倍の費用が掛かることになります。

図表 2.5.4 インフラの更新費用の試算



図表 2.5.5 平成 26～27 年度でのインフラの整備費

(億円)

	既存更新分	新規整備分	用地取得分	合計
道路	0.77	0.82	0	1.60
橋りょう	0.18	0.19	0.05	0.41
上水道	1.50	0.20	0	1.70
下水道	0.79	0	0	0.79
トンネル	0.39	0	0	0.39
合計	3.63	1.21	0.05	4.89

※それぞれの値は平成 26～27 年の 2 年間の平均値

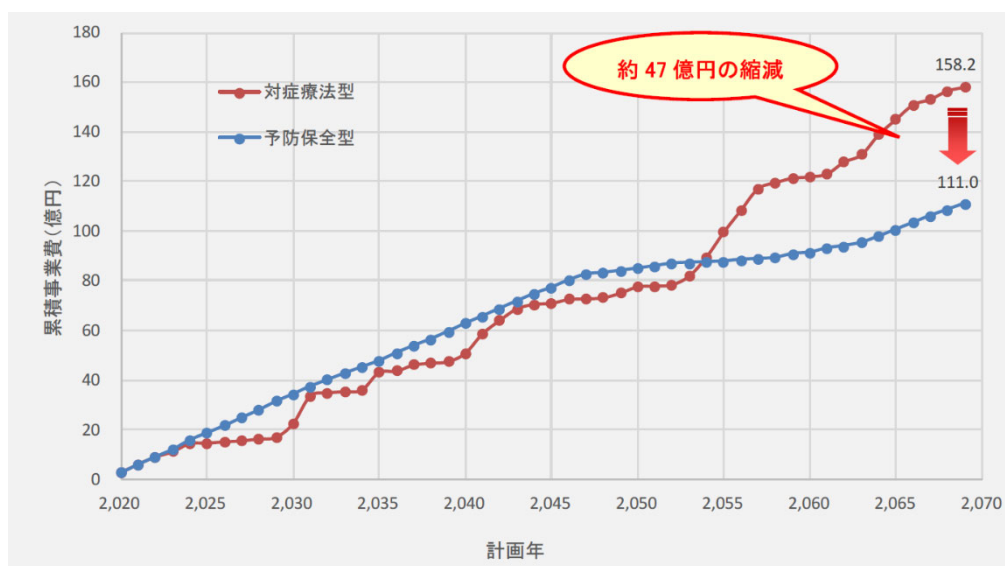
(3) インフラ資産に係る個別施設計画の概要

ア. 橋梁長寿命化計画

橋梁長寿命化計画において、令和元（2020）年度～令和 51（2069）年度の 50 年間の更新等費用を算定したところ、長寿命化対策を講じない対症療法型では約 158.2 億円で、年平均約 3.2 億円と推計されています。一方、予防保全型の長寿命化対策を講じた場合は約 111.0 億円で、年平均 2.2 億円と推計されています。

以上より、50 年間の対策の効果は約 47 億円で、年間約 0.9 億円の縮減効果が見られました。

図 2.6.1 橋梁長寿命化計画における長寿命化実施前後の更新等費用



イ. 下水道事業経営戦略

下水道事業経営戦略において、平成 29（2017）年度～令和 8（2026）年度の更新等費用（建設改良費）は、約 3.9 億円で年平均 4 千万円となりました。

なお、本経営戦略では、現時点において長寿命化対策前後の費用は算定しておらず、今後、ストックマネジメント等を通じて長寿命化等の効果を定量化していく予定です。

図 2.6.2 下水道事業経営戦略における更新等費用

年次	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和1年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	(千円)	
											合計	平均
建設改良費	58,400	25,300	36,600	51,100	45,100	27,500	27,500	61,500	27,500	27,500	388,000	38,800

（５）経費に充当可能な地方債・基金等の財源の見込み等

経費に充当可能な補助金、地方債及び基金等財源の見込み等については、次の方針で検討します。

- ① 新たな施設の建設、大規模改修を行う場合は、人口動態の推計や財政見通しなどを踏まえた上で、事業の必要性並びに事業規模の妥当性を検証します。
- ② 国庫補助金等（県補助を含む）が存在するものについては、採択を受けることを最優先します。
- ③ 上記②で財源が不足する場合には、地方債の発行又は特定目的基金の充当を検討します。
- ④ 上記②③を行ってなお財源が不足する場合には、一般財源の充当を検討します。

第3章 総合管理の全体目標

公共施設等の更新費用の抑制と平準化に努めながら、市民の福祉の維持・向上を図るため、以下5つの目標を掲げます。

1 選択と集中により住民の福祉と利便性の維持・向上を目指す

公共施設の多くは、不採算・非効率であっても、災害時の避難所としての役割、地域福祉向上の役割、低所得者へのセーフティネット施設としての役割など、維持更新をしていかなければならない公的な性質を持っています。

財政状況や効率的な管理運営という観点からは、廃止を検討することが求められる施設も今後出てくる可能性があります。多目的な活用を模索し、場合によっては既存施設に新たな役割を持たせるなど、公共施設の多面的な役割の発揮を目指していきます。

2 長寿命化等によりトータルコストの縮減・平準化を目指す

一般に、鉄筋コンクリート造の建築物の更新時期は築後50年、木造は築後30年といわれています。また、昭和56（1981）年の建築基準法改正以前の旧耐震基準で建設された公共施設の更新も課題となっています。

さらに、道路や上下水道等のインフラ関係についても、一般的には15～20年を経過すると老朽化が進むといわれています。

本市では、現有公共施設の約60%が昭和56年以前に建築された建物であり、耐震診断・耐震改修を行っていない施設も存在します。また、インフラについても長寿命化が要請されています。

財源に限りがある中で、長期的な視点で、新規投資と更新投資の両方をバランスよく推進し、公共施設等の長寿命化を図り、更新費用の縮減を目指していきます。

3 人口減少・高齢化時代に応じた施設整備

令和4年3月現在の公共施設の総延床面積は14.9万㎡、1人あたり延床面積は7.9㎡/人（令和2年人口19,033人）となっています。全国平均が3.22㎡/人、人口1万人～3万人の自治体の平均が5.24㎡/人（総務省「公共施設及び土木系公共施設の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」平成24年3月）となっており、これらに比べ高い値となっています。

本市の人口は、令和2年を基準とすると、25年後の令和27年には人口が約40%減少し宿毛市人口ビジョン、同時に高齢化も進むことが見込まれています。公共施設が現状の14.9万㎡のまま、人口が11,000人程度まで減少すると、1人当たり延床面積は相対的に13.9㎡/人まで上昇していきます。

今後の財政状況は構造的な歳入減と歳出増が予想されることから投資的経費などを大幅に増やしていくことは期待できないため、人口規模に応じた施設整備を進める必要があります。このため、予想される人口減少にあわせた総延床面積を目指したいところですが、コミュニティ機能の維持や、災害時の避難施設としての機能なども必要であり、20年後には総延床面積の10%削減を目指すこととします。

4 多目的化・複合化により施設等の総量縮減を目指す

本市は人口減少時代を迎える中で、人口規模にあった公共施設等の統廃合や廃止による健全財政の推進が求められています。

一方、公共施設等には、住民の福祉向上に資する役割や、災害時の避難所・避難路としての役割など、効率性だけで判断できない公益性があり、また、当該公共施設を現に利用している市民にとっては、サービスの低下が懸念されます。

こうした点を総合的に勘案し、公共施設の総延べ床面積については総量を縮減することを基本とし、必要に応じ減築や統廃合を進め、跡地について、売却を含めた有効活用等を検討していきます。また、施設更新の際は、単一機能での施設の建て替えではなく、機能集約・複合化を検討していきます。

5 防災・減災対策と連携した公共施設等の整備を目指す

大規模な地震などの自然災害が想定される中で、公共施設は、災害時に避難所や災害拠点としての活用が求められており、またインフラが被害にあった場合は早期復旧を図り住民に対する行政機能を継続して実施していく必要があります。

地域防災計画や業務継続計画と連携しながら、公共施設の被害を最小限に抑えられるような対策に努めるとともに、甚大な被害があった場合でも、業務を継続していく対策を講じ、災害の影響を最小限に食い止められるよう、公共施設等の整備を進めていきます。

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針

1. 現状や課題に関する認識

本市では、少子高齢化や人口減少問題をはじめ、それに伴う生産年齢人口の減少や地方交付税の削減等により財政がひっ迫する中で、長期的な視点を持って、財政面と公共施設等を通じた安全・安心で利便性の高いサービスを両立させ、持続可能な地域を住民とともに創っていくことが重要課題です。

このことを効果的に実施するため、「財務」、「品質」、「供給」について、次に基本方針に沿って、全庁で課題を共有し、組織横断的に対応策を検討します。

（１）財務

- ① 本市の今後における財政状況は、人口減少や少子高齢化などの影響により、地方税の減収、高い水準での扶助費の推移及び公債費の増加などが予想されます。本計画の計画期間中には、今後、多くの公共施設等が改修または建替え時期を迎えることになります。
- ② 施設の老朽化が進んでいく中で、維持管理・修繕、改修（耐震改修、長寿命化改修等）、建替え等に係る膨大な費用が生じてきますが、現在の財政見通しからすると、その総額を賄うことは困難となっています。総量の縮減をはじめ長寿命化対策や維持管理の効率化によるコスト縮減等の施策が喫緊の課題です。
- ③ 「特定財源の確保」として国庫補助制度等の積極的な活用、「基金の積立」による将来の公共施設等への投資のための財源確保や、未利用地の貸付・売却などを効果的に組み合わせて推進することが課題となっています。
- ④ 公共施設等の改修または建替えについて、充当すべき財源の優先順位は、「第2章5.（7）経費に充当可能な補助金、地方債及び基金等の財源の見込み等」に示すとおりです。

（２）品質

- ① 本市の公共建築物及びインフラ資産は、その老朽化が著しく、これら施設の機能性の確保のみならず、安全・安心のためにも万全の保全対策が必要です。
- ② 点検・診断に基づく「予防保全による長寿命化」の実践、ユニバーサルデザインの導入などによる「品質の向上」などを実現していくことが課題となっています。

（３）供給

- ① 本市においても、人口減少及び少子高齢化は避けておれない状況となっています。人口の変化は、公共施設等の利用需要そのものに直結するため、総量の見直しが必要です。
- ② 年齢構成の変化は、利用ニーズの変化にも影響を与えます。そのため、機能を中心に据えた最適な供給手法の採用や、施設を前提としない「サービス提供方法の変更」などの取組が求められています。

2. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

現状や課題に関する認識を踏まえ、公共施設等の整備については、学校施設の耐震化や大規模改修、更新など施設分類ごとに緊急性の高いものから整備を進めてきました。しかしながら、将来的な人口予測や財政状況、利用状況の変化への対応を考慮した場合には、施設分類ごとの優先度だけを考慮するのではなく、公共施設等の総量削減や財政負担の軽減及び平準化を図る必要があり、そのためには本市全体の公共施設等を網羅した総合的な管理に係る基本的な方針が必要になります。

公共施設等を安全かつ安心して利用できる健全な状態で提供することにより市民サービスの質を確保するとともに、保有する公共施設等を自らが維持、更新できる量まで削減することにより将来的な財政負担の軽減を図るため、以下の4つの基本方針を掲げます。

(1) 施設保有量の最適化

財政状況や人口規模に応じて、必要な機能やサービスを集約するなど、施設保有量の最適化を図ります。また、不要資産、活用予定のない資産については、売却（借受資産の返却を含む）、貸付け、地区等への移譲を基本とし、実質の施設保有量の削減を進めます。

また、貸付け等が困難な施設については、解体することを基本とし、施設保有量の削減を進めます。

(2) 施設の適切な維持管理

定期的な点検、現状把握を行い、劣化や損傷が分かり次第、迅速な対応を行うことにより、施設ごとに適切な保全を図り、長寿命化や耐震化を進めます。

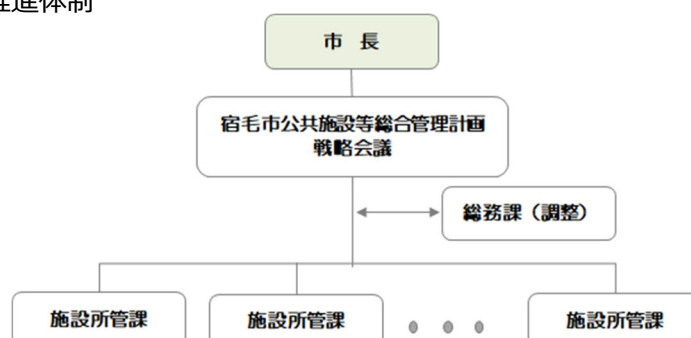
(3) コストの抑制と財源確保

現在の契約手法に見直しを行うことや、民間のノウハウを取り入れることなど、効果的・効率的に施設を運営していきます。また、本市所有の遊休施設や遊休地の有効活用を推進します。

(4) 推進体制とマネジメントサイクルの構築

公共施設等の課題解決に向け、本市の公共施設マネジメントを推進していくため、市長の直下に「宿毛市公共施設等総合管理計画戦略会議」を設置するなどして、全庁横断的な推進体制の構築を図ります。この組織では、総務課を事務局として、施設情報、数値目標の達成状況及び施設再編の検討などについて情報の共有と意思決定の合意形成を図ります。

図表 4.2.1 推進体制



3. 公共施設等の管理に関する実施方針

公共施設等の管理に関して、以下の6つの実施方針を定めます。

(1) 点検・診断の実施方針

公共建築物、インフラ資産ともに10年ごと（橋りょう、トンネルについては5年ごと）に劣化度や損傷の状況を点検・診断し、必要な修繕等を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

耐用年数の60%経過時に、利用状況や将来のあり方を検討したうえで必要に応じて大規模修繕（長寿命化改修）を実施します。大規模修繕を実施するまでに必要に応じて小規模修繕を実施します。

(3) 安全確保策の実施方針

上述の点検・診断の実施方針に基づき、早期に危険箇所の把握に努め危険除去を実施します。

(4) 耐震化の実施方針

昭和56年以前に整備した旧耐震基準しか満たしていない公共建築物については、ほぼ耐震化が終わっています。なお一部耐震化が終わっていない施設については利用状況等に応じて将来のあり方を検討したうえで、建替や廃止等の対策を講じます。

(5) 長寿命化の実施方針

施設の利用状況や将来のあり方を検討したうえで、当該施設の耐用年数を超えて使用することとした施設については、必要に応じて長寿命化対策を実施することとし、その目標年数は、別途、個別施設計画にて定めます。

(6) ユニバーサルデザイン化

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29（2017）年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）においてユニバーサルデザインのまちづくりの考え方が示されました。その中で紹介されている具体的施策の内容を踏まえ、本市においても、高齢者、障がい者、子育て世代や観光客等多様な利用が想定される公共施設等の整備・改修等に際しては、誰もが利用しやすい施設となることを目標としてユニバーサルデザイン化の推進に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進方針

地球温暖化対策計画（令和3（2021）年10月22日閣議決定）に即して策定し、又は改訂する地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10（1998）年法律第117号）第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画（同法第21条第2項に掲げる事項について定める計画）の内容を踏まえ、公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入など計画的な改修等による脱炭素化に取り組みます。

（８）統合や廃止の推進方針

公共建築物においては、老朽度、利用率、必要性、防災の観点等、総合的に検証したうえで、類似の機能であるものや施設機能を代用できるものについては、施設の統合・複合化を検討し、利用目的と照らし合わせて、その目的が明確でないものについては、廃止を検討します。廃止する建物については、全市で安全性などの観点から優先順位を定め、段階的に解体撤去を進めることを検討します。

（９）地方公会計（固定資産台帳等）の活用

地方公会計の情報、特に固定資産台帳の情報は、公共施設マネジメントの推進に当たっての前提となるものであり、毎年度、遅くとも決算年度の翌年度末までに適切に更新することが求められています。

固定資産台帳及び財務書類から得られる情報は、公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費見込みの精緻化に活用できるほか、事業別・施設別のセグメント分析を行うことなどにより、各事業・施設について効果効率的な対策の検討を可能にするものであり、公共施設等の適正管理に活用していきます。

（１０）保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針

公共施設等の統合・複合化または除却等により発生した未利用地や未利用資産は、統合的に管理し、民間事業者への貸付や売却等を行うなど財源の確保に努めます。

（１１）広域連携

一つのまちで公共建築物が担う全ての機能を持ちたいという、いわゆるワンセット主義の考えから脱却を図り、複数の自治体で公共建築物の機能を補完することができるように、近隣自治体及び国・県管理施設と本市公共建築物の広域連携の推進について検討協議します。

（１２）公共建築物の管理目標について

公共建築物の数値目標は、平成 29（2017）年 3 月に策定した総合管理計画初版で定めたとおり、計画時点から今後 20 年間で延床面積の 10%削減を目指すこととし、公共施設等の統廃合や処分及び貸付などあらゆる観点からの具体的な検討を行い、経費の縮減を進めます。

削減目標面積：20 年後（令和 18）までに延床面積△10.0%

このため、統一的基準に基づく公会計導入で整備した固定資産台帳の有効活用を図るとともに、維持管理費及び更新等費用の精度向上を図り、財政面でのかい離とその解消状況をより明確なものとしていきます。

（１３）インフラ資産の管理目標について

インフラ資産については、施設の集約化や複合化による統廃合は想定せず、できるだけ長く有効に活用することを主眼に、国の定めた「インフラ長寿命化基本計画：平成 25（2013）年 11 月 29 日策定」の行動計画として、個別施設の長寿命化計画を定め、安全・安心の確保と経費の縮減を進めています。

本計画の計画期間である 40 年の間には、インフラに関する技術の革新や新たな政策等によって、効果

的・効率的な維持管理手法や広域化等の新たな制度が創出されてくることが考えられます。本市においても、それらを導入し、国、県及び近隣市町村と連携しながら、インフラ資産の長寿命化に取り組んでいきます。

図表 4.3.1 インフラ長寿命化基本計画概要

◆ 個別施設毎の長寿命化計画を核として、メンテナンスサイクルを構築 ◆ メンテナンスサイクルの実行や体制の構築等により、トータルコストを縮減・平準化	
1. 目指すべき姿 ・ 安全で強靱なインフラシステムの構築 ・ 統合的・一体的なインフラマネジメントの実現 ・ メンテナンス産業によるインフラビジネスの競争力強化	4. 必要施策の方向性 ・ 点検・診断：定期的な点検による劣化・損傷の程度や原因の把握等 ・ 修繕・更新：優先順位に基づく効果的かつ効率的な修繕・更新の実施等 ・ 基準類の整備：施設の特性等を踏まえたマニュアル等の整備、新たな知見の反映等 ・ 情報基盤の整備と活用：電子化された維持管理情報の収集・蓄積、予防的な対策等への利活用等 ・ 新技術の開発・導入：ICT、センサー、ロボット、非破壊検査、補修・補強、新材料等に関する技術等の開発・積極的な活用等 ・ 予算管理：新技術の活用やインフラ機能の適正化による維持管理・更新コストの縮減、平準化等 ・ 体制の構築：【国】技術等の支援体制の構築、資格・研修制度の充実／【地方公共団体等】維持管理・更新部門への人員の適正配置、国の支援制度等の積極的な活用／【民間企業】入札契約制度の改善等 ・ 法令等の整備：基準類の体系的な整備等
2. 基本的な考え方 ・ インフラ機能の確実かつ効率的な確保 ・ メンテナンス産業の育成 ・ 多様な施策・主体との連携 ➢ 防災・減災対策との連携による維持管理・更新を効率化 ➢ 政府・産学官、地域社会の相互連携を強化し、限られた予算や人材で安全性や利便性を維持・向上	5. その他 ・ 戦略的なインフラの維持管理・更新に向けた産学官の役割の明示 ・ 計画のフォローアップの実施
3. 計画の策定内容 ・ インフラ長寿命化計画（行動計画） ・ 個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）	

※「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）：平成 26（2014）年 10 月」を基に編集

（１４）過去に行った対策の実績

本計画の対象とした個別施設計画は「P20、図表 2.5.1 参照」に示すとおりです。

過去に行った対策の実績としましては、本市では、これらの個別施設計画を通じて、公共施設等の再編・保全を実施してきたところであり、今後とも個別施設計画を通じて対策を展開していきます。

4. 総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築方針

総合的かつ計画的な管理を実施するための体制について、以下の7つの構築方針を行います。

（１）取組体制の整備

公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けて、担当課だけではなく、各施設等所管課の横断的な「宿毛市公共施設等総合管理計画戦略会議」により、情報共有体制、取組体制の構築を図るとともに、職員研修等を通じて、職員一人ひとりの意識啓発に努めます（P30、図表 4.2.1 参照）。

（２）職員の意識改革・技術の向上

公共施設等マネジメントの実行にあたっては、職員一人ひとりが従来の個別施設毎の管理構想から抜け出し、経営的視点を持って全体の最適化を目指す必要があることから、職員の技術と意識向上を図ります。

（３）個別計画との連携

施設によっては既に策定されている長寿命化等の計画を基本としながら、本計画との整合を図ります。また、未策定の施設に関しては国（関係省庁）等の動向を踏まえ、個別計画の策定を担当課に促します。また、個別計画の中においても、単独ではなく複合的な施設として各課との連携を取ります。

（４）財政との調整

長期的な視点から策定した施設管理整備・管理運営の計画は、健全な財政状況により実行に移すことができるものであり、効果効率的な施設管理を実施するため、公共施設等使用料の適正化並びに維持管理費等予算の平準化に努めます。

また、新たに必要となる経費や事業優先度の判断に応じた予算配分の仕組みづくりについても検討します。

（５）情報の共有

各課において備えている管理台帳を基に、情報の一元化並びに内容の充実を図るとともに、定期的な情報の更新に努めながら、庁内で共有します。

（６）官民協働・民間活力の活用

公共施設等に関する業務をすべて行政で担うということは、現実的、効率的ではありません。

今後、P P P / P F I 方式、コンセッション方式、指定管理制度など、民間の資金や活力、外郭団体の機能などの活用を検討し、新たな住民のニーズに応えるとともに、公共施設等の機能を向上させながら、維持管理コスト等の縮減を図ることとします。

（７）隣接する市町村との連携など広域的視野をもった検討

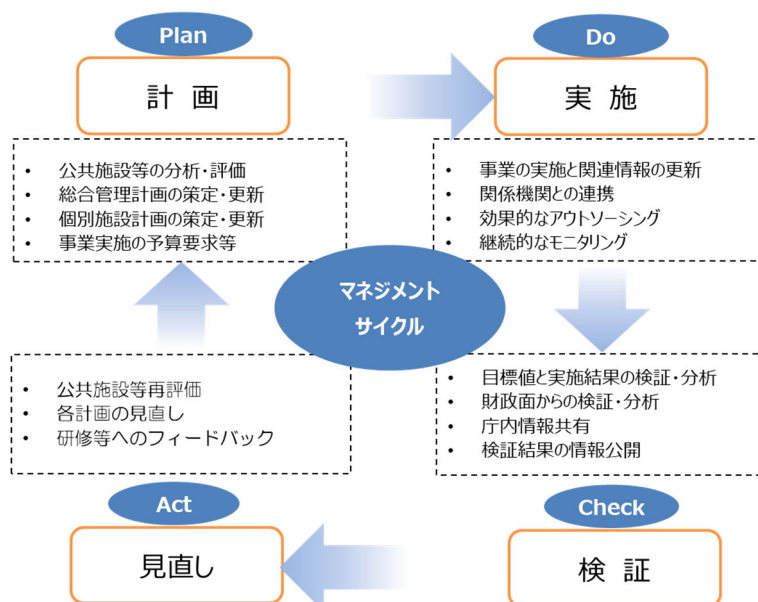
近隣市町村との相互利用や共同運営、国と地方公共団体が連携した地域の公有財産の最適利用等について、可能性を検討します。

5. フォローアップの方針

本計画では、マネジメントサイクルを定め計画の継続的なフォローアップを行います。また、本計画は 20 年間という長期の計画であるため、社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があります。このため 10 年後を目途に計画全体の見直しを行います。

これらのフォローアップの基で、公共建築物については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進め、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを実施します。また、インフラ資産については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町村の動向にも注視しながら、適宜見直しを実施します。

図表 4.5.1 マネジメントサイクルによる計画のフォローアップ



第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまでに述べた現状や基本方針を踏まえ、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下のように定めます。

1. 公共建築物

公共建築物についての目標設定（総合管理計画初版の目標値）

目標年次	令和 8(2026)年度：短期目標年次（10 年）
目標値	延べ床面積の実質保有量 5%以上の削減
基準値	136,138.2 m ² （平成 28 年 4 月 1 日現在の公共建築物の延べ床面積）

『目標設定の考え方』

目標年次	当該計画の計画期間は、中長期的視点から 40 年と定めているが、段階的な目標を定めることで、計画の実現性を高めていく必要がある。 そのため、今後 10 年間の更新及び大規模改修の集中を勘案し、目標年次を令和 8（2026）年度とする。	
削減方針	1. 人口減少は、市財政の収入に大きく影響するため、宿毛市人口ビジョンの人口動向に沿った施設保有量の削減を目指す。 2. 公共建築物の更新等は、市財政の歳出に大きく左右するため、積極的な機能統合により根本的な施設保有量の削減を目指す。	
計算式	計算式：宿毛市人口ビジョン ² における人口減少率×短期目標計画期間／計画期間 $\Delta 13.5\% \times 10 \text{ 年} / 40 \text{ 年} = \Delta 3.37\% \rightarrow \Delta 5\%$ $\times 13.5\% = (23,450 - 20,275) \div 23,450 \cdots (H27 \text{ 人口} - H62 \text{ 人口}) \div H62 \text{ 人口}$	
目標値	厳しい財政見通しと人口減少等の状況を踏まえ、人口動向から算出された値を超える 5%を目標値とする。	
保有量	延べ床面積の実質保有量を次のとおりとする。	
	面積に含む	直営管理施設、指定管理施設、管理委託施設、休所施設等。 但し、市が維持管理費相当額を負担しない施設を除く。
	面積から除く	廃止施設、貸付施設等。但し、市が維持管理費相当額を負担する施設を除く。

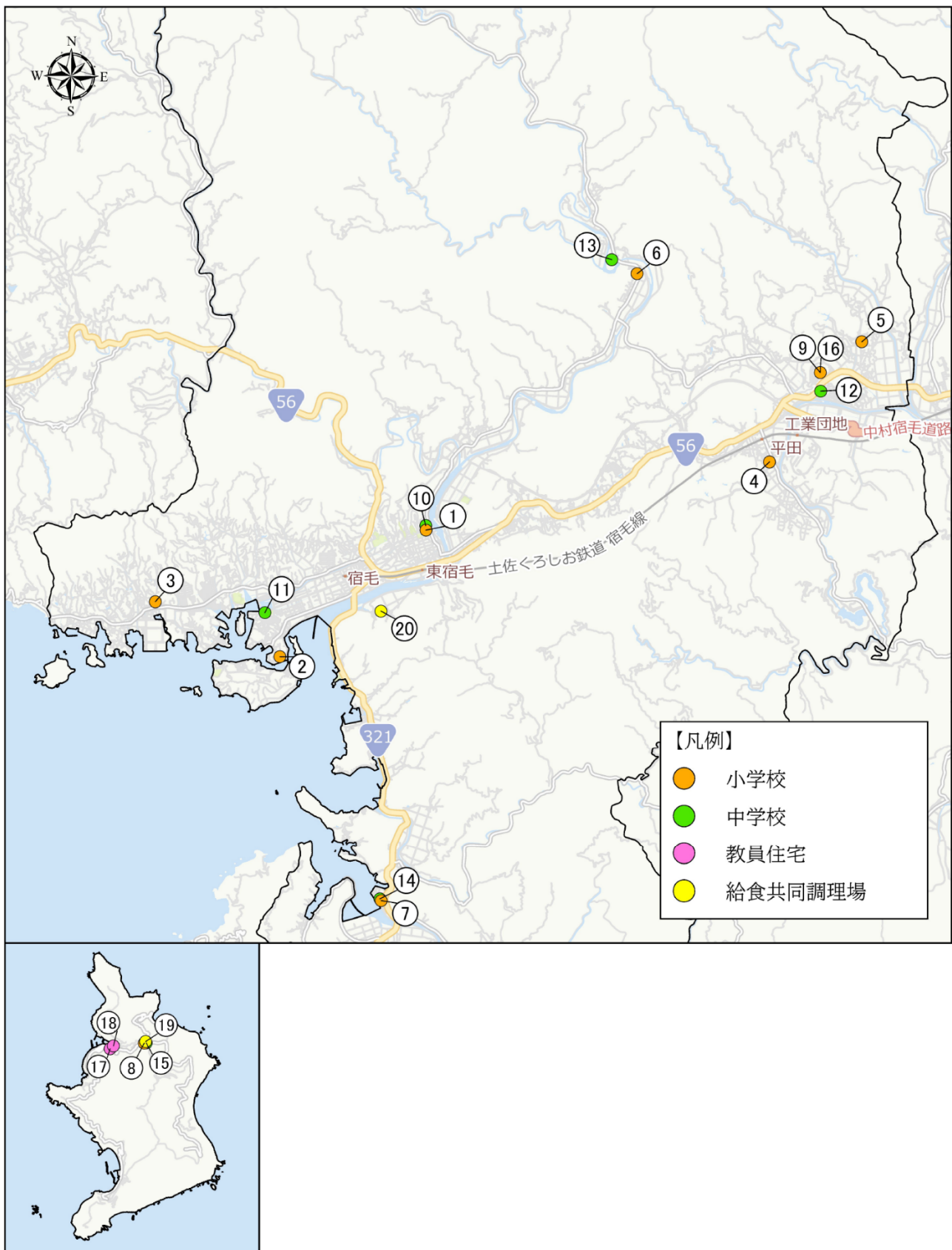
² 目標値の設定は、総合管理計画が適用した平成 28 年 3 月策定の人口ビジョンとする。

(1) 学校教育系施設

主な施設	学校教育系施設は、小学校9 施設、中学校7 施設、その他4 施設など全20 施設です。
------	---

学校教育系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示します。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	施設の数量に関しては、現在の小学校8校、中学校6校、給食センター2か所の体制としますが、「宿毛市立小中学校再編計画（令和2年）」に基づき、実際の児童生徒数の推移や、地区ごとの状況、社会情勢のあり方に応じて、学校の統廃合について検討します。
品質に関する基本方針	学校の主要な建物については、耐震改修工事は完了しているものの、築30年を超える建物が多く、今後、老朽化に伴う改修等を進めていく必要があり、予防保全的な維持管理を図り、財政負担の軽減及び平準化に努めます。 学校教育系施設は、子どもが日常的に使用する施設であるので、安全性確保の観点から定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保するとともに計画的な改修・更新を行います。 学校給食センターについては、築40年が経過し老朽化が進んでいることや、津波対策が必要とされることから、令和6年度中に高台に新センターを建設し、安心安全な学校給食を提供していきます。
コストに関する基本方針	施設の総量の抑制及び長寿命化によるコストの縮減並びに平準化を目指します。加えて、水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



学校教育系施設（小学校）		校舎				体育館			
地図 番号	施設名	建築 年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	建築 年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
1	宿毛小学校	R2	3,914.05	鉄筋 コンクリート造	不要	H30	924.37	鉄筋 コンクリート造	不要
2	大島小学校	S44・S45 ・H13	2,387.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S48	603.00	鉄骨造	実施済
3	咸陽小学校	S42・S43 ・S57・S61	2,397.87	鉄筋 コンクリート造	実施済	H5	800.00	鉄骨造	不要
4	平田小学校	S55・S59	2,480.72	鉄筋 コンクリート造	実施済	S56	676.00	鉄骨鉄筋 コンクリート造	不要
5	山奈小学校	S48	1,505.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S62	700.00	鉄筋 コンクリート造	不要
6	橋上小学校 (R6.4月閉校)	S42	1,086.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S49	373.00	鉄筋 コンクリート造	実施済
7	小筑紫小学校	H21	1,543.01	鉄筋 コンクリート造	不要	H22	917.32	鉄筋 コンクリート造	不要
8	沖の島小学校	S51	513.51	鉄筋 コンクリート造	実施済	—	—	—	—
9	山奈小学校 芳奈分室	H14	50.00	鉄骨造	不要	—	—	—	—

学校教育系施設（中学校）		校舎				体育館			
地図 番号	施設名	建築 年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化	建築 年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
10	宿毛中学校	S62・R2	4,455.00	鉄筋 コンクリート造	不要	H6	981.00	鉄筋 コンクリート造	不要
11	片島中学校	S43・S44 ・S63	2,889.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S47	788.00	鉄筋 コンクリート造	実施済
12	東中学校	S39・S41	2,110.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	S42	648.00	鉄骨造	実施済
13	橋上中学校 (R6.4月閉校)	S59	1,538.00	鉄筋 コンクリート造	不要	S60	688.00	鉄筋 コンクリート造	不要
14	小筑紫中学校	S43・S56 H7	2,162.00	鉄筋 コンクリート造	実施済	—	—	—	—
15	沖の島中学校	S51	836.44	鉄筋 コンクリート造	実施済	S52	502.00	鉄骨造	実施済
16	東中学校 芳奈分室	H14	50.00	鉄骨造	不要	—	—	—	—

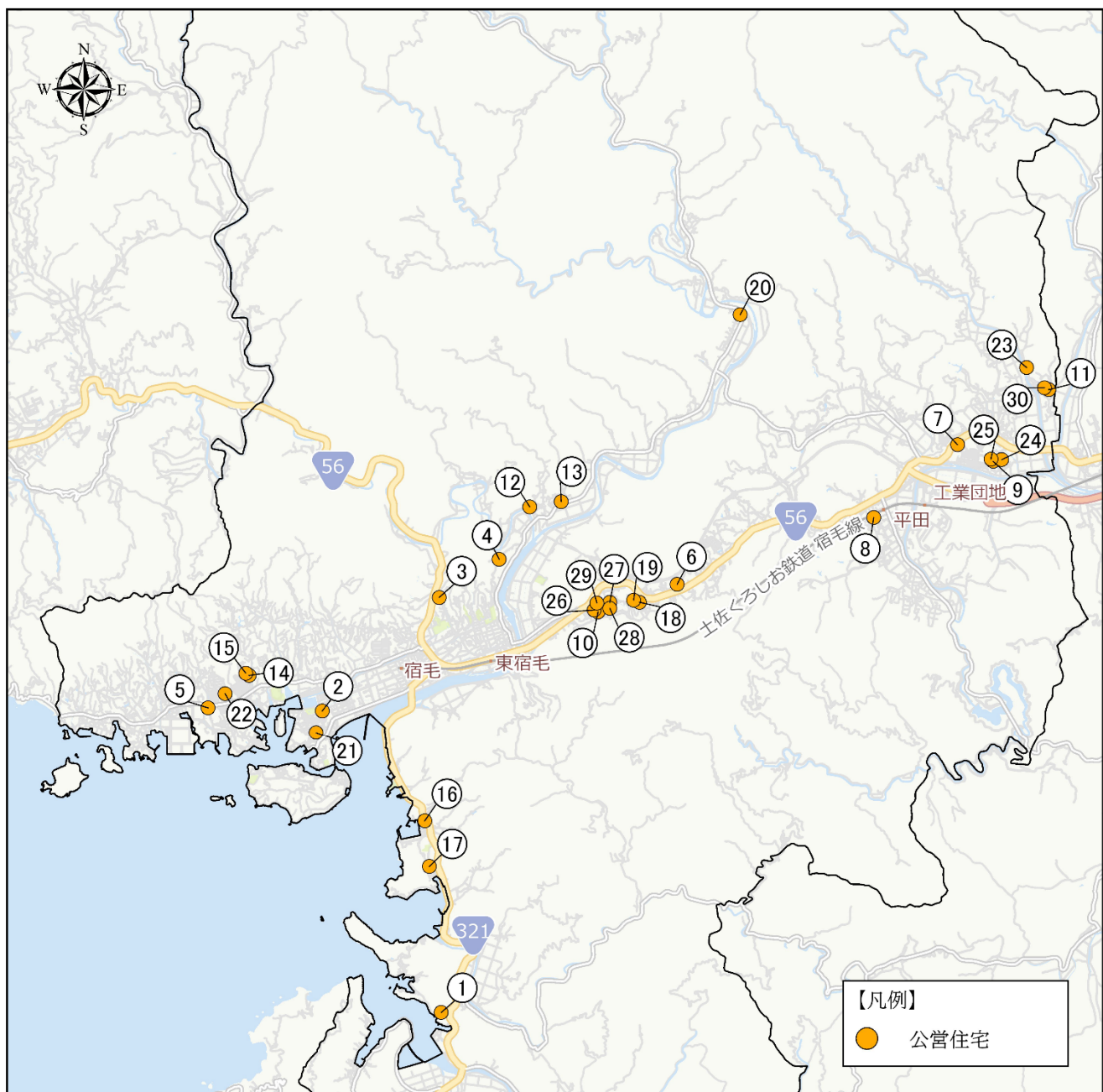
学校教育系施設（教員住宅）		建築 年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
17	沖の島小学校教員住宅	H9	180.00	木造	不要
18	沖の島中学校教員住宅	S57	120.00	鉄筋コンクリート造	不要

学校教育系施設（給食共同調理場）		建築 年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
19	沖の島学校給食センター	S51	172.00	鉄筋コンクリート造	実施済
20	学校給食センター	S58・H22	846.95	鉄骨造	不要

(2) 公営住宅等

主な施設	本市が管理している公営住宅等の棟数・戸数は、令和 5 年 4 月 1 日時点で 142 棟 449 戸です。
------	--

マネジメントの基本方針	内容
数量に関する基本方針	「令和 5 年度宿毛市公営住宅等長寿命化計画（令和 6 年 2 月策定）」を踏まえて、本市が管理する公営住宅等ストックの有効活用を図るための事業手法の選択、事業実施スケジュールの策定、ライフサイクルコスト（以下、LCC と称す。）の縮減策の検討等を行い、公営住宅等の供給・管理の在り方を適切にマネジメントすることによって総量の適正化を図っていきます。
品質に関する基本方針	公営住宅等ストックの質の向上のため、高齢者対応や居住環境の向上等に取り組んでいます。
コストに関する基本方針	予防的な観点から修繕計画を定めることで長寿命化によるコスト縮減と事業費の平準化を図っていきます。



公営住宅		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
1	小筑紫北団地	S44・S46	365.80	コンクリートブロック造	未実施
2	片島東団地	S41	193.08	コンクリートブロック造	未実施
3	与市明団地	S30	118.80	コンクリートブロック造	未実施
4	平井団地	S54	296.50	コンクリートブロック造	未実施
5	樺団地	S44・S45	655.60	コンクリートブロック造	未実施
6	押ノ川団地	S44	160.90	コンクリートブロック造	未実施

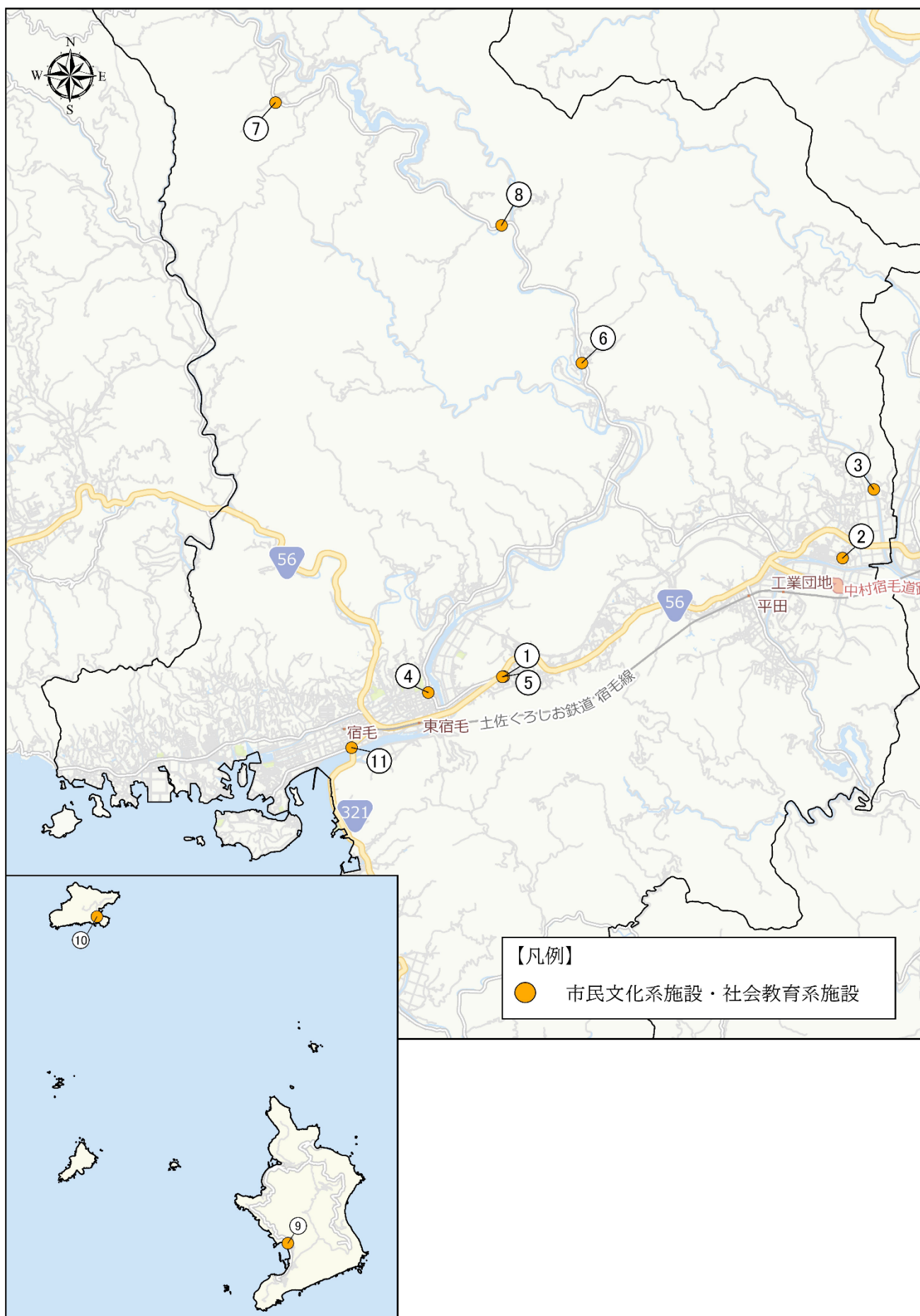
公営住宅		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
7	東団地	S51	268.90	コンクリートブロック造	未実施
8	師高瀬第2団地	S49・S53	554.80	鉄骨造	未実施
9	貝礎第2団地	S53	338.46	コンクリートブロック造	未実施
10	正和第2団地	S53	338.46	コンクリートブロック造	未実施
11	手代岡第2団地	S52・S53	575.66	コンクリートブロック造	未実施
12	二ノ宮団地	S46・S47・H10	1,391.70	コンクリートブロック造	未実施
13	二ノ宮第2団地	H元	402.12	木造	不要
14	西町団地	S48・S49・S52	1,307.57	コンクリートブロック造	未実施
15	西町第2団地	S53	355.80	コンクリートブロック造	未実施
16	田ノ浦団地	S49	309.96	コンクリートブロック造	未実施
17	田ノ浦第2団地	S55	635.20	コンクリートブロック造	未実施
18	小森団地	S55	982.56	コンクリートブロック造	未実施
19	小森第2団地	S60	328.80	鉄筋コンクリート造	不要
20	橋上団地	H15	894.10	木造	不要
21	片島団地	H5	85.83	木造	不要
22	西町地域振興住宅	S56	4,808.14	鉄筋コンクリート造	不要
23	手代岡小集落地区改良住宅第2団地	S52	1,316.57	コンクリートブロック造	未実施
24	貝礎小集落地区改良住宅団地	S50	3,282.40	コンクリートブロック造	未実施
25	貝礎小集落地区改良住宅第2団地	S53	1,312.96	コンクリートブロック造	未実施
26	正和小集落地区改良住宅団地	S50	2,790.04	コンクリートブロック造	未実施
27	正和小集落地区改良住宅第2団地	S53	984.72	コンクリートブロック造	未実施
28	正和小集落地区改良住宅第3団地	S55	1,148.84	コンクリートブロック造	未実施
29	正和小集落地区改良住宅第4団地	S56	164.12	コンクリートブロック造	未実施
30	手代岡小集落地区更新住宅団地	H29・H30・R元 ・R2・R3・R4	1,676.41	木造	不要

(3) 市民文化系施設・社会教育系施設

主な施設	主な市民文化系施設・社会教育系施設は、正和隣保館、貝礎隣保館、手代岡隣保館、宿毛文教センターなど全 11 施設です。
------	--

文化系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	機能的には必要な施設であり現状維持を基本とします。ただし、周辺の同様の機能の建物や集会機能を兼ねることができる建物等を活用しつつ、統廃合が可能である場合は、数量を削減することを検討します。 機能の代替ができない施設は、床面積の削減、施設の複合化・多機能化を検討した上で、建替えを行うことを検討します。 集会所については、償還期間が過ぎた段階で地元への移譲も検討します。
品質に関する基本方針	文化系施設は、これまでは事後保全的に修繕を行ってきましたが、今後は予防保全的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。 利用性を高めるために設備の更新等を図るが、更新にあたってはライフサイクルコストの削減の観点から省エネ機器への転換を図る。宿毛文教センターの音響施設は、老朽化に伴う設備更新の検討中です。
コストに関する基本方針	施設の総量の抑制及び長寿命化によるコストの削減並びに平準化を目指します。加えて、水道光熱費の削減のため、省エネルギー化を図る。指定管理制度等による民間活力の導入検討など、サービスの向上と維持管理コストの削減を図ります。



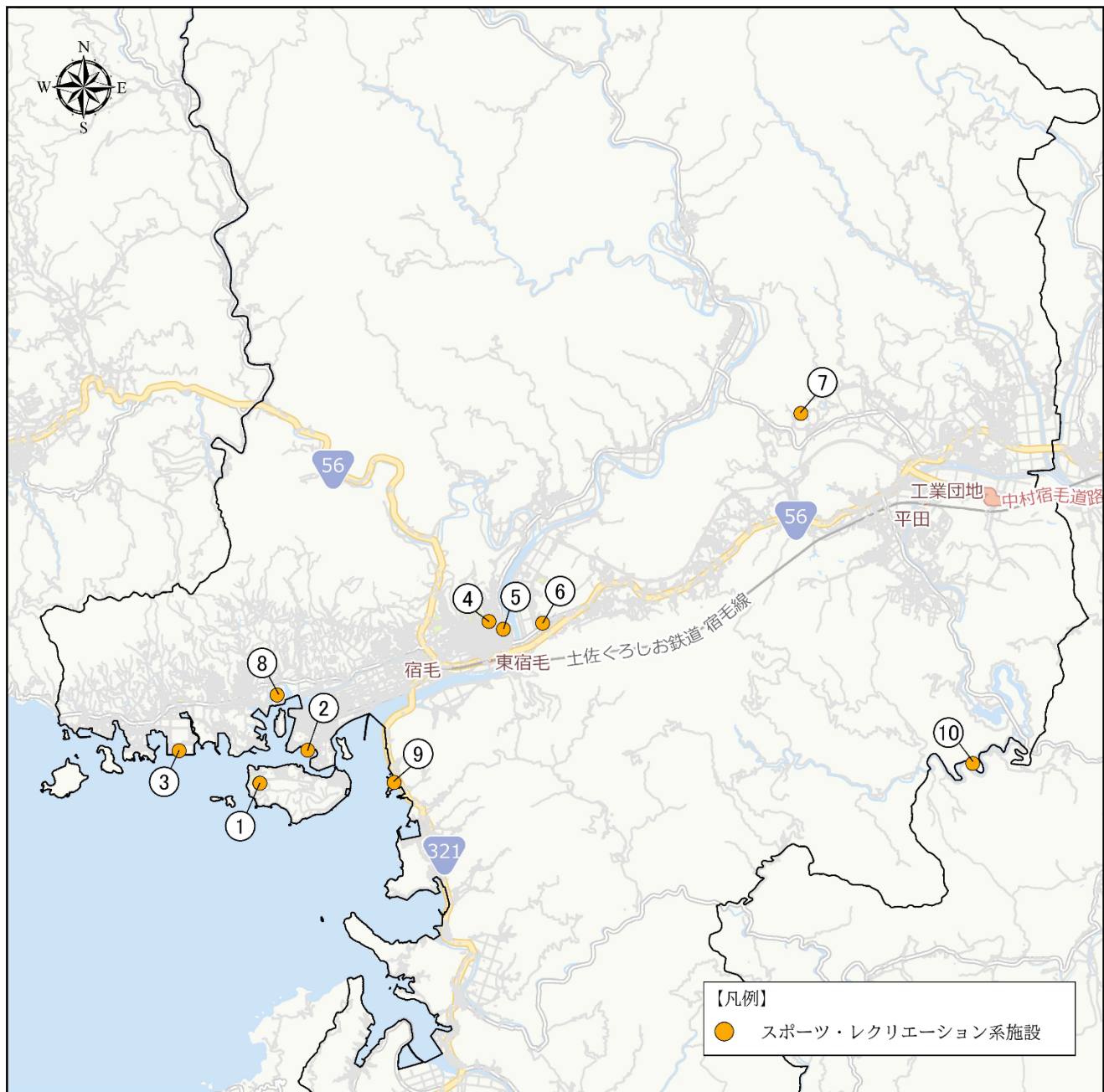
市民文化系施設・社会教育系施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	正和隣保館	事務所	S52	264.00	鉄筋コンクリート造	実施済
		多目的ホール	H12	174.20	鉄筋コンクリート造	不要
2	貝礎隣保館	事務所	S55	283.42	鉄筋コンクリート造	実施済
3	手代岡隣保館	事務所	S54	264.59	鉄筋コンクリート造	実施済
		多目的ホール	H13	196.70	鉄筋コンクリート造	実施済
4	宿毛文教センター	公民館・図書館・歴史館	H4	4,402.56	鉄筋コンクリート造	不要
		倉庫	H4	17.73	鉄筋コンクリート造	不要
5	正和教育集会所	集会所	S56	248.22	鉄骨造	不要
6	神有多目的集会所	集会所	H2	182.25	木造	不要
7	楠山多目的集会所	集会所	H2	188.12	木造	不要
8	坂本多目的集会所	集会所	H4	102.33	木造	不要
9	弘瀬離島センター	校舎	S46・S47・S48	1,071.00	鉄筋コンクリート造	未実施
		体育館・体育倉庫	S47・S48	153.00	鉄骨造	未実施
		へき地集会所・倉庫	S48	229.00	鉄骨造	未実施
10	鵜来島離島センター	校舎	S52	1,152.00	鉄筋コンクリート造	未実施
11	新田集会所	集会所	S61	64.26	木造	不要

(4) スポーツ・レクリエーション系施設

主な施設	主なスポーツ・レクリエーション系施設は、国民宿舎、観光センター、すくも 84 マリナーミナル、宿毛市総合運動公園など全 10 施設です。
------	--

スポーツ・レクリエーション系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	すくも 84 マリナーミナル、宿毛市総合運動公園、宿毛運動公園、道の駅すくもサニーサイドパーク、蛍湖ゴルフパーク、武道館などは、予防保全的維持管理に努め、長寿命化可能なものは長寿命化を図るなどして、現有施設の維持管理に努めていきます。 現状としては、スポーツ・レクリエーション系施設は、何れの機能も必要とされており、数量は現状維持を基本とします。
品質に関する基本方針	可能なものは施設の長寿命化を図ります。 施設の利用性を高めるために、設備の更新等を図りますが、更新にあたってはライフサイクルコストの縮減の観点から省エネ機器への転換を図ることを検討します。 雨天練習場は完成から約 40 年以上経過しているため、老朽化対策のための改修等を検討していきます。
コストに関する基本方針	これらの施設は、利用者からの利用料等が見込みやすく、民間活力の導入が比較的行いやすい施設であるため、これまで以上に民間活力の導入を検討していきます。 省エネ機器への改修によりランニングコストの縮減を図ります。



スポーツ・レクリエーション系施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	国民宿舎	宿舎	S42・H7	4,126.22	鉄筋コンクリート造	未実施
2	観光センター	事務所	S53	189.90	鉄骨造	未実施
		倉庫	S55	7.03	鉄骨造	未実施
3	すくも84マリンターミナル	交流施設兼倉庫	H21	620.80	木造	不要
4	武道場（宿毛小学校体育館内）	屋内運動場	H30	571.70	鉄筋コンクリート造	不要
5	林邸	歴史観光施設	H29	489.56	木造	不要

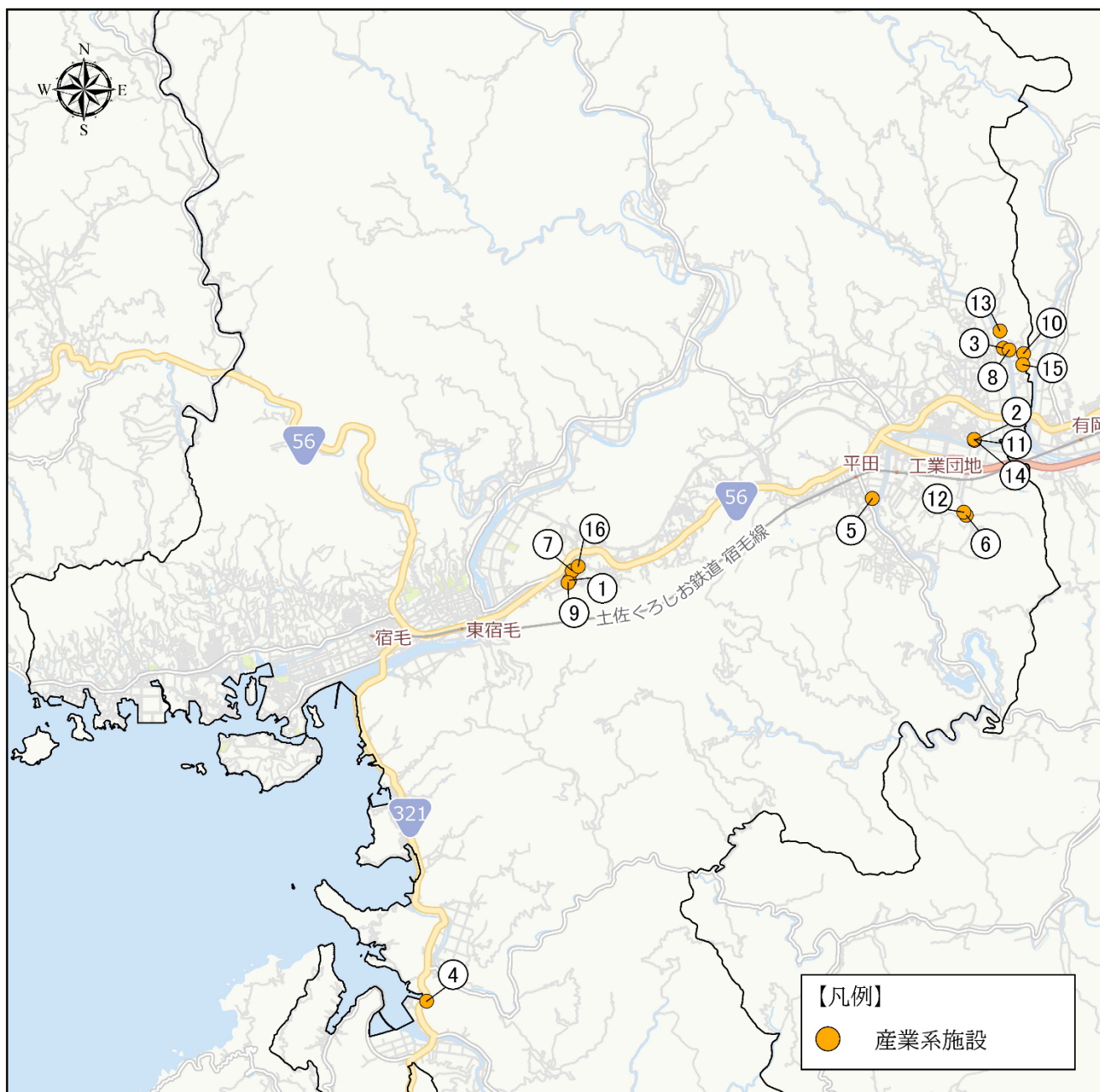
スポーツ・レクリエーション系施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
6	和田体育館	体育館	S61	1,340.47	鉄筋コンクリート造	不要
		相撲場	S61	81.00	鉄骨造	不要
7	宿毛市総合運動公園	体育館	H12	6,299.80	鉄筋コンクリート造	不要
		陸上競技場	H11	3,002.15	鉄筋コンクリート造	不要
		倉庫	H13	104.00	鉄骨造	不要
8	宿毛運動公園	体育館	S44	540.00	鉄骨造	未実施
		倉庫	S44	23.72	コンクリートブロック造	未実施
9	すくもサニーサイドパーク	管理棟	R4	260.49	木造	不要
10	蛭湖ゴルフパーク	事務所	H7	62.10	木造	不要
		倉庫	H11	50.00	鉄骨造	不要

(5) 産業系施設

主な施設	主な産業系施設は、東部農村環境改善センター、小筑紫基幹集落センター、貝礎大型共同作業場など全 16 施設です。
------	---

産業系施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	小筑紫基幹集落センター、東部農村環境改善センターについては、集会施設として現在も使用しており、引き続き現有施設の維持に努めていきます。 農業共同作業施設は手代岡地区農業共同作業施設、貝礎地区農業共同作業施設、正和地区農業共同作業施設の 3 か所あり、また農機具保管施設等については、現在も使用しており、引き続きこれら現有施設の維持に努めていきます。 正和大型共同作業場、手代岡大型共同作業場は、老朽化が進んでおり現在は未稼働ですが、今後の利用ニーズを勘案しながら今後の維持管理について検討します。貝礎大型共同作業場は、現在、民間企業が入居し稼働しています。 この他の手代岡共同作業場、正和共同作業場については、現在使用中であり、現有施設の維持に努めていきます。
品質に関する基本方針	現有施設の維持を行う場合は、予防保全型の維持管理につとめ、施設の長寿命化の導入を進めます。
コストに関する基本方針	施設の総量の抑制及び長寿命化によるコストの縮減並びに平準化を目指します。加えて、水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



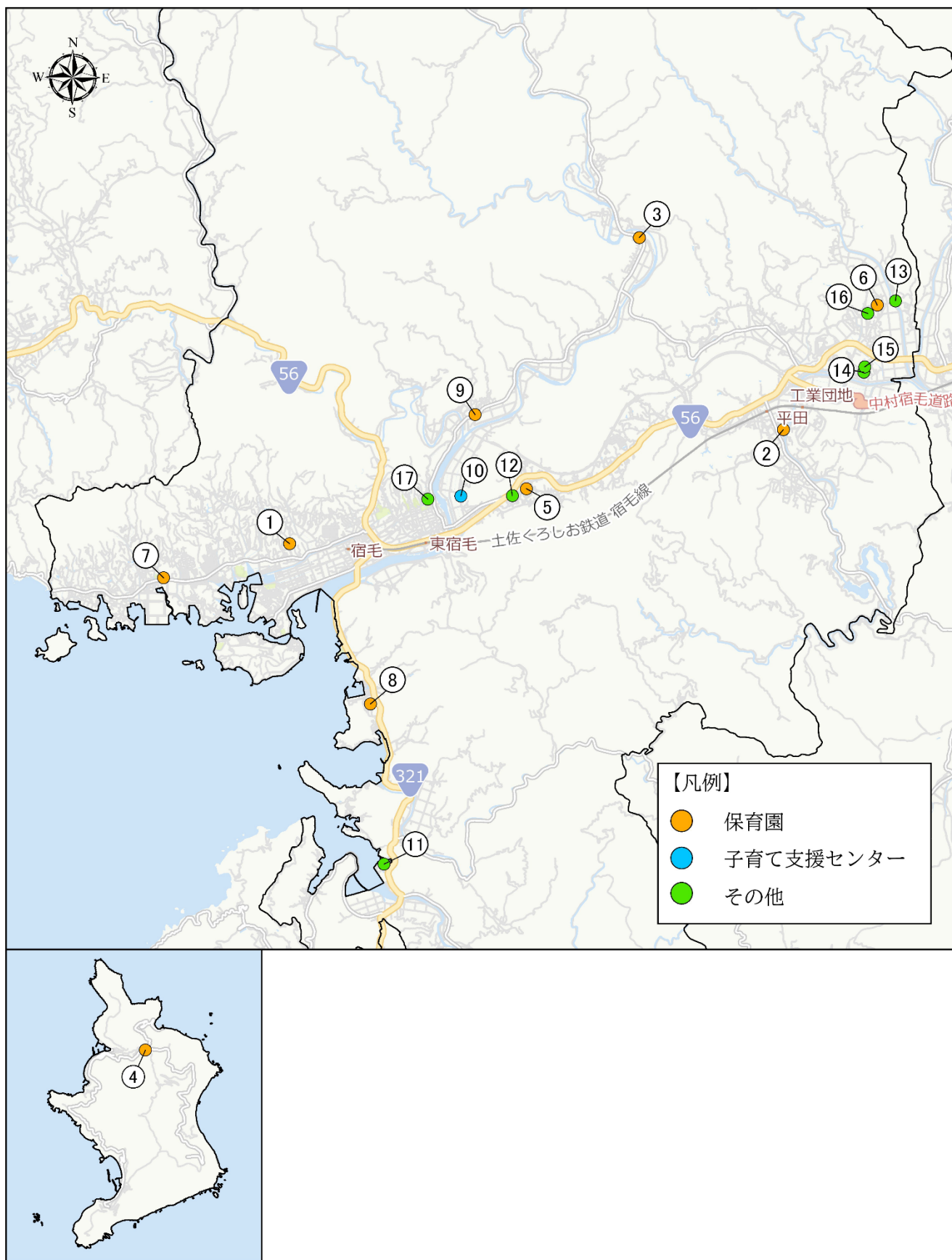
産業系施設		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
1	正和大型共同作業場	S50・S53・H元 ・H4・H6	800.83	鉄骨造	未実施
2	貝礎大型共同作業場	S51・S58・S61 ・H4	670.32	鉄骨造	未実施
3	手代岡大型共同作業場	S53・S57・S59	520.20	鉄骨造	未実施
4	小筑紫基幹集落センター	S57	573.20	鉄筋コンクリート造	不要
5	東部農村環境改善センター	S58	1,098.30	鉄筋コンクリート造	不要
6	共同畜舎施設	S52・S53	1,606.50	鉄骨造	未実施
7	正和共同作業場	H11	267.40	鉄骨造	不要
8	手代岡共同作業場	H12	161.28	鉄骨造	不要
9	正和農業共同作業施設	S49	160.00	鉄骨造	未実施
10	手代岡農業共同作業施設	S49	160.00	鉄骨造	未実施
11	貝礎農業共同作業施設	S49	160.00	鉄骨造	未実施
12	貝礎い草共同作業施設	S53	680.02	鉄骨造	未実施
13	手代岡い草共同作業施設	S53	567.62	鉄骨造	未実施
14	貝礎地区共同利用農機具保管施設	S49	132.00	鉄骨造	未実施
15	手代岡地区共同利用農機具保管施設	S49	115.00	鉄骨造	未実施
16	正和地区共同利用農機具保管施設	S49	132.00	鉄骨造	未実施

(6) 子育て支援施設

主な施設	主な子育て支援施設は、きぼうが丘保育園を始め、保育園 9 施設（閉園分 3 施設を含む）、正和児童館など児童館 3 施設、その他地域子育て支援センター、放課後児童クラブなど全 17 施設です。
------	--

子育て支援施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	教育系施設や文化系施設、保健福祉施設との統廃合を視野に入れ、数量の削減を検討します。ただし、放課後児童クラブなど学校に付帯する機能は、学校が存在する以上、現状維持を基本とします。
品質に関する基本方針	子どもが日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保します。
コストに関する基本方針	施設の総量の抑制及び長寿命化によるコストの縮減並びに平準化を目指します。加えて、水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



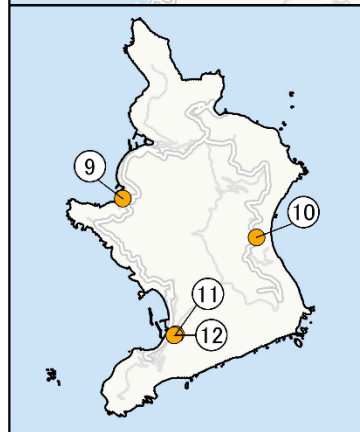
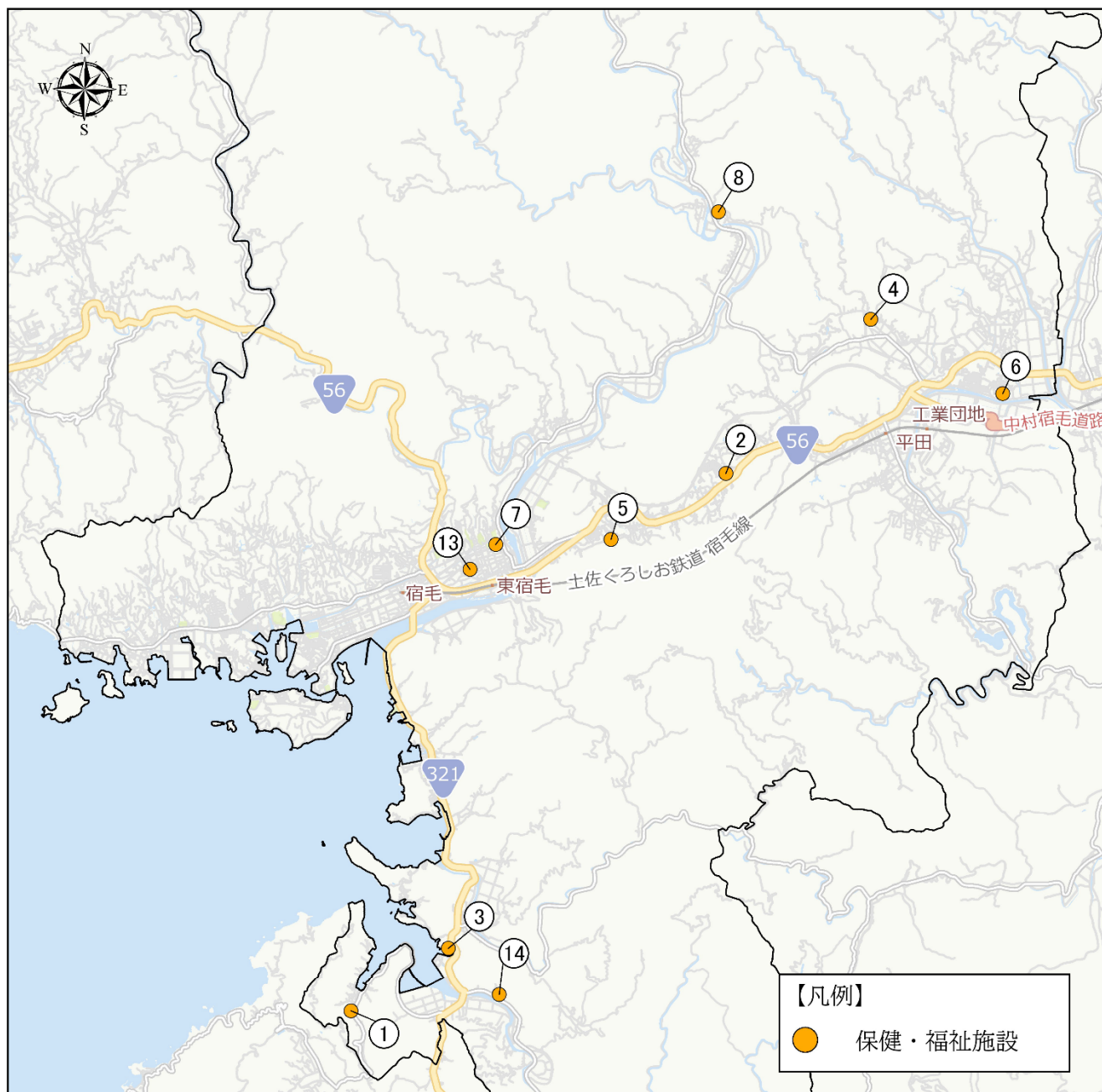
子育て支援施設		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
1	きぼうが丘保育園	R3	2,991.54	鉄筋コンクリート造 ・木造	不要
2	平田保育園	S61・H10・H21	578.49	鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造・木造	不要
3	旧橋上保育園	S60	370.06	鉄筋コンクリート造	不要
4	沖の島保育園	S51	127.05	鉄筋コンクリート造	実施済
5	旧すみれ保育園	S48	219.64	鉄筋コンクリート造 ・鉄骨造	実施済
6	山田保育園	S54	728.52	鉄筋コンクリート造	実施済
7	旧咸陽保育園	S56	996.80	鉄筋コンクリート造	実施済
8	小筑紫保育園	H26	697.40	木造	不要
9	二ノ宮保育園	S59	372.80	鉄筋コンクリート造	不要
10	地域子育て支援センター	S57	144.70	鉄骨造	不要
11	小筑紫教育集会所	S56	722.00	鉄筋コンクリート造	不要
12	正和児童館	S56	240.00	鉄筋コンクリート造	不要
13	手代岡児童館	S54	225.73	鉄筋コンクリート造	実施済
14	貝礎児童館	S55	245.03	鉄筋コンクリート造	実施済
15	貝礎児童遊園	S50	4.68	コンクリートブロック造	未実施
16	放課後児童クラブ（山奈小学校）	H28	98.54	木造	不要
17	放課後児童クラブ（宿毛小学校）	R2	172.56	木造	不要

(7) 保健・福祉施設

主な施設	保健・福祉施設は、特別養護老人ホーム千寿園、中央デイケアセンターなど、全 14 施設です。
------	---

保健・福祉施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	特別養護老人ホーム千寿園は、本市においてさらに高齢化が進むことから不可欠な施設であり、現在、指定管理による運営を行っています。また平成 16 年の建築で比較的新しい建物でもあることから、予防保全的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。また、現在、民営化の検討を行っています。 中央デイケアセンターも、同様に必要な施設であることから、予防保全的な維持管理に努め、長寿命化を図ります。この施設も指定管理者による管理・運営を実施しており、引き続き効率的な施設運営に努めます。また、現在、民営化の検討を行っています。 この他、各地区にある老人憩の家 は、築 30 年～40 年程経っており、いずれも老朽化しています。利用状況を勘案しつつ、今後の維持管理の方針を各地区の住民と協議し、適正化に努めます。 以上のとおり、施設の利用状況を踏まえ、必要なものは現状維持とし、周辺施設との集約化や地区への移譲が可能なものはその検討を進め、数量の削減を図ります。
品質に関する基本方針	市民が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行ない、予防保全型管理により施設の安全性を確保する。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。 民営化など民間活力の導入検討により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。



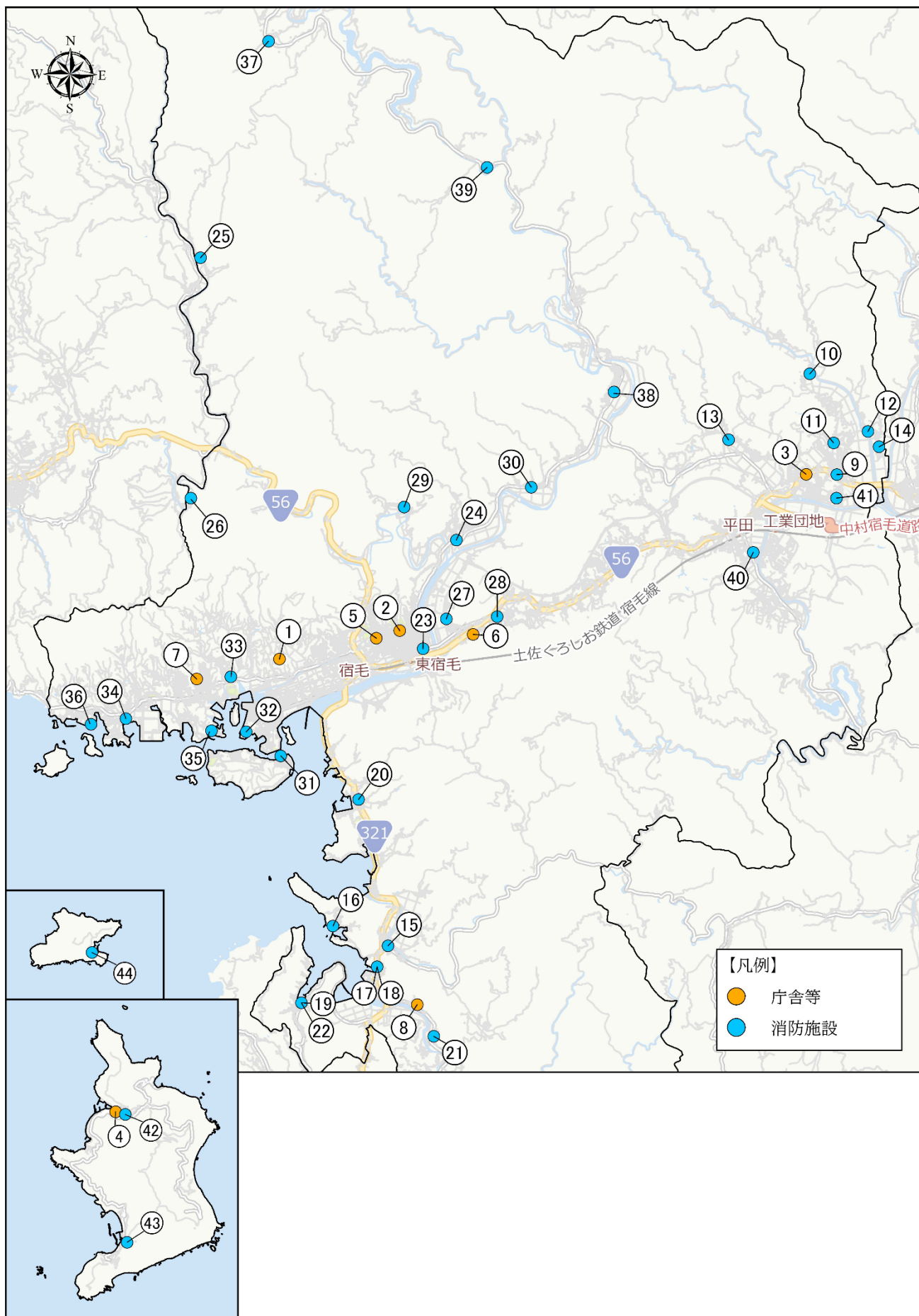
保健・福祉施設		建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名				
1	栄喜老人憩の家	S53	90.00	鉄骨造	未実施
2	押ノ川老人憩の家	S57	57.30	木造	不要
3	小筑紫老人憩の家	S59	91.00	鉄骨造	不要
4	芳奈老人憩の家	H元	127.75	鉄骨造	不要
5	正和老人憩の家	S52	119.60	木造	未実施
6	貝礎老人憩の家	S50	104.40	鉄骨造	未実施
7	中央老人憩の家	S56	137.74	鉄骨造	不要
8	奥奈路老人憩の家	S62	90.50	鉄骨造	不要
9	古屋野老人憩の家	S53	49.69	木造	未実施
10	長浜老人憩の家	S55	110.00	木造	未実施
11	弘瀬老人憩の家	H7	120.72	木造	不要
12	沖の島へき地保健衛生相談所	S42	66.11	コンクリートブロック造	未実施
13	中央デイケアセンター	H5	1,033.41	鉄骨造	不要
14	特別養護老人ホーム千寿園	H16	38.68	鉄筋コンクリート造	不要

(8) 行政系施設

主な施設	本庁舎、宿毛市交流複合施設さくら、東部支所など全 44 施設です。
------	-----------------------------------

行政施設の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	本市の新庁舎建設は、旧庁舎の老朽化と南海トラフ地震対策のために行われました。新庁舎は、宿毛市希望ヶ丘にある海拔 20 メートルの高台に移転し、地上 4 階建てで、災害時は防災拠点となるため、鉄骨造り一部木造の耐震構造となっています。 庁舎等については、行政サービスの拠点施設であるため、現状を維持するが、行政サービスを低下させない場合はこの限りではない。また行政サービスを低下させずに、他施設との複合的な利用を推進し床面積を削減することを検討します。 本市の消防団詰所は、昭和 40 年から 50 年にかけて建築されたものが約 9 割であり、ほとんどの施設は補強ブロック造りで老朽化が進み、震災対策の側面からも建て替えが必要な状況です。 また、南海トラフ地震による 津波浸水想定区域にある消防詰所については、高台移転を基本としますが、地域の実情に応じて、検討していくこととします。また、詰所については、各分団（沖の島分団を除く）に 1 施設を基本とします。新築・移転に伴い詰所の集約化も実施します。団員定数・車両数を見直すことにより詰所の集約が可能となり、より機能的な設備の充実を図ります。 これらの消防施設の再編に係る詳細については、「宿毛市消防団再編計画（令和 3 年度）」に基づき統廃合を進めます。
品質に関する基本方針	予防保全に基づく施設の長寿命化を進めます。 庁舎等は市民が日常的に使用する施設であるので、定期的な点検を行い、予防保全型管理により施設の安全性を確保します。
コストに関する基本方針	施設の総量の抑制及び長寿命化によるコストの縮減並びに平準化を目指す。加えて、水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



行政系施設（庁舎等）			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	本庁舎	庁舎棟	R3	4,977.26	鉄骨造	不要
		交流棟	R3	151.21	木造	不要
		倉庫棟	R3	355.68	鉄骨造	不要
2	宿毛市交流複合施設さくら	旧庁舎	S37・R3	3,222.83	鉄筋コンクリート造	実施済
3	東部支所	支所	H5	117.56	鉄骨造	不要
4	沖の島開発総合センター	集会所	S56	910.00	鉄筋コンクリート造	不要
5	情報化支援センター	庁舎, 貸事務室	H11	693.00	鉄骨造	不要
6	宿毛市防災センター	庁舎	H25	1,368.10	鉄筋コンクリート造	不要
7	西地区防災コミュニティセンター	防災センター	R元	198.84	木造	不要
8	小筑紫支所	千寿園	H16	38.68	鉄筋コンクリート造	不要

行政系施設（消防施設）			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
9	山奈分団	長尾部消防詰所	S48	39.66	木造	未実施
10		山奈上部消防詰所	S55	55.90	コンクリートブロック造	未実施
11		山奈中央部消防詰所	S51	62.50	コンクリートブロック造	未実施
12		山奈中央部手代岡班詰所	H12	46.00	木造	不要
13		芳奈部消防車庫	H28	29.26	木造	不要
14		山奈上部天神機械置場	S51	4.50	コンクリートブロック造	未実施
15	小筑紫分団	伊与野部消防詰所	S57	53.60	コンクリートブロック造	不要
16		大海部消防詰所	S55	55.20	コンクリートブロック造	未実施
17		小筑紫部消防水防庫	S61	14.73	コンクリートブロック造	不要
18		小筑紫部消防詰所	S48	186.00	鉄骨モルタル造	未実施
19		栄喜部消防詰所	S56	53.38	コンクリートブロック造	不要
20		田ノ浦部消防詰所	S53	35.70	コンクリートブロック造	未実施
21		福良部消防詰所	S53	62.50	コンクリートブロック造	未実施
22		栄喜部消防車庫	H12	10.00	木造	不要
23	宿毛分団	宿毛分団消防詰所	S48	126.00	コンクリートブロック造	未実施
24	和田分団	二ノ宮部消防詰所	S52	80.00	コンクリートブロック造	未実施
25		山北部消防詰所	S47	79.48	木造	未実施
26		山北部草木藪機械置場	不明	4.00	木造平屋	不明
27		和田部消防詰所	S55	62.50	コンクリートブロック造	未実施
28		和田部正和班詰所	S50	50.00	コンクリートブロック造	未実施
29		二ノ宮部高石機械置場	S44	19.00	木造	未実施
30		二ノ宮部中角機械置場	H9	19.15	木造	不要

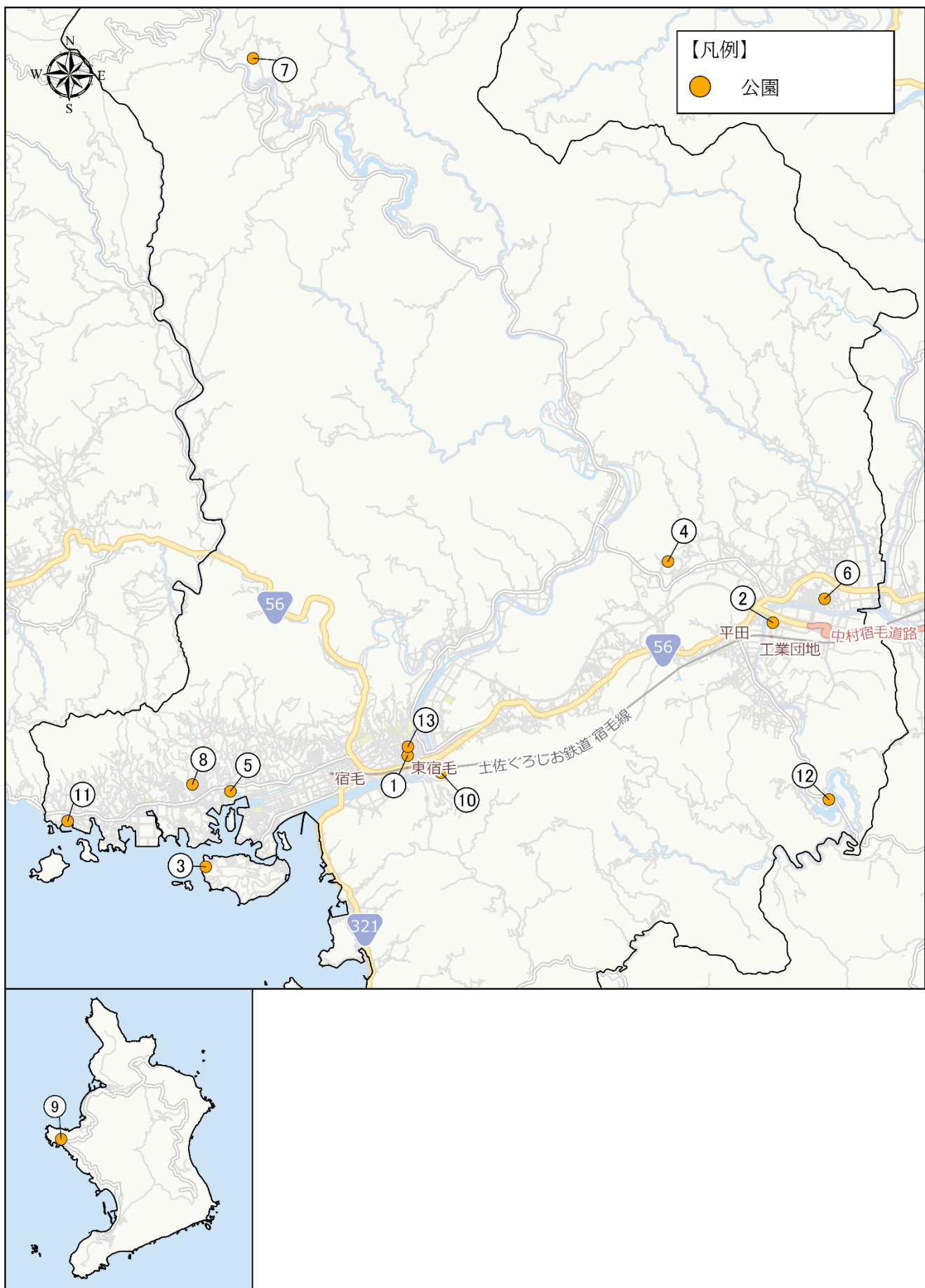
行政系施設（消防施設）			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
31	片島分団	大島部消防詰所	S43	78.75	コンクリートブロック造	未実施
32		片島部消防詰所	S52	306.00	鉄筋コンクリート造	未実施
33		咸陽部大深浦班詰所	S49	32.90	コンクリートブロック造	未実施
34		咸陽部消防詰所	S57	59.28	コンクリートブロック造	不要
35		咸陽部池島機械置場	不明	不明	木造平屋	不明
36		咸陽部貝ヶ崎機械置場	不明	不明	藻津漁協冷蔵庫一部借上	不明
37	橋上分団	楠山消防詰所	H2	38.25	木造	不要
38		橋上部消防詰所	S50	96.37	鉄筋コンクリート造	未実施
39		橋上部坂本機械置場	S55	25.00	コンクリートブロック造	未実施
40	平田分団	東部消防センター	S58	271.20	鉄筋コンクリート造	不要
41		戸内2部貝礎班詰所	S50	50.00	コンクリートブロック造	未実施
42	沖の島分団	母島消防車庫	S50	23.89	コンクリートブロック造	未実施
43		弘瀬消防車庫	不明	不明	鉄筋コンクリート造	不明
44		鵜来島機械置場	S46	3.45	コンクリートブロック造	未実施

(9) 公園

主な施設	主な公園施設は、三浦街区公園、宿毛市総合運動公園のトイレなど全13施設です。
------	--

公園の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	公園のうち建物としてあるもののほとんどは、トイレとなっています。これらのトイレは現在使用しており、引き続き修繕等を行いながら現有施設の維持に努めます。
品質に関する基本方針	利用者の利便性や防犯性を考慮しつつ、維持管理を行います。
コストに関する基本方針	施設の総量の抑制及び水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



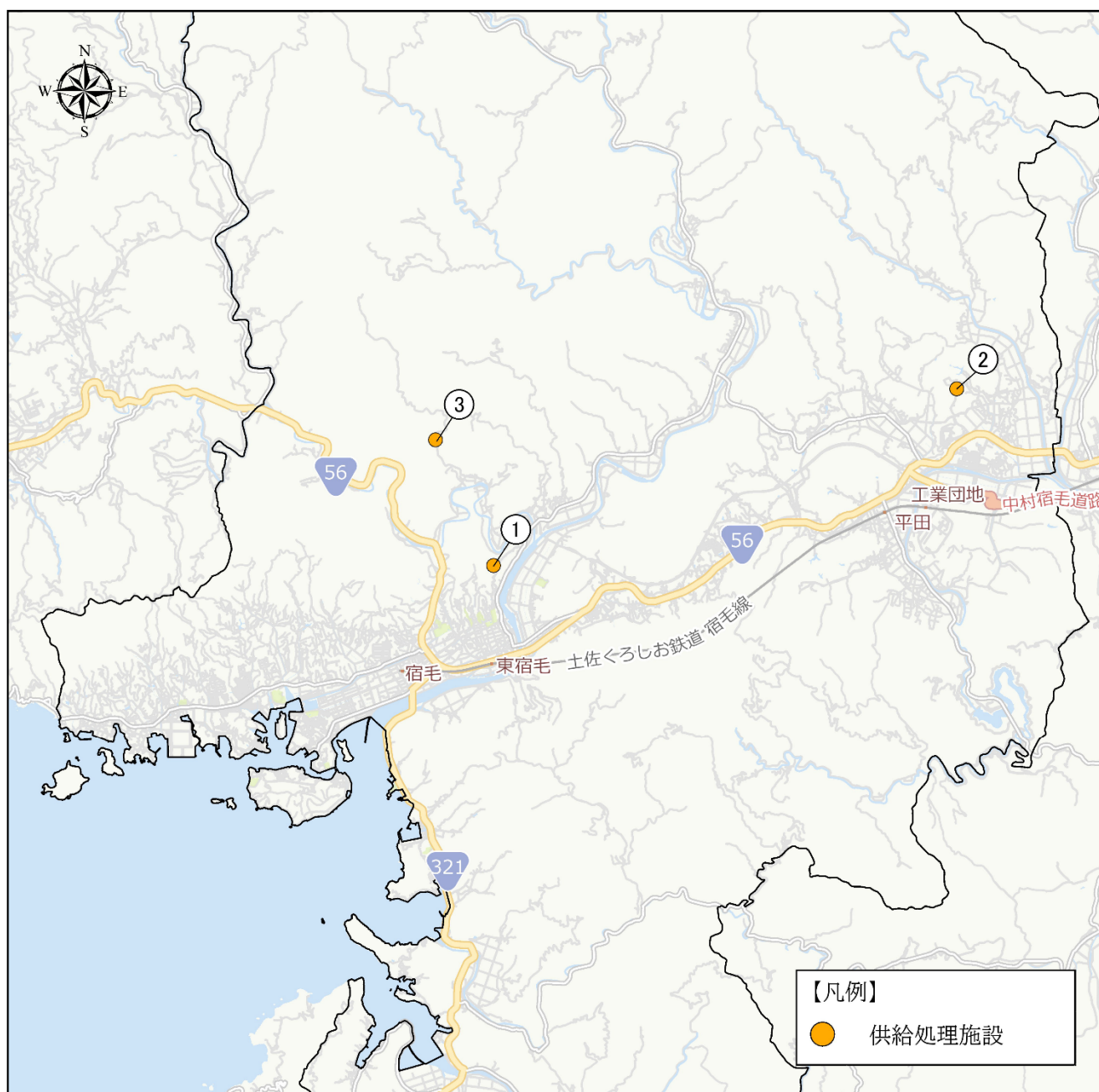
公園にある公共施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	三浦街区公園	公衆トイレ	R4	9.72	木造	不要
2	平田公園	便所	H4	61.60	鉄筋コンクリート造	不要
3	咸陽島公園	便所 ・シャワー室	H21	180.00	鉄筋コンクリート造	不要
4	宿毛市総合運動公園	トイレ	H12	73.92	鉄筋コンクリート造	不要
5	宿毛運動公園	便所	H11	64.05	鉄筋コンクリート造	不要
6	東部運動公園	便所	H11	43.00	鉄筋コンクリート造	不要
7	日平農村公園	便所	H12	20.70	木造	不要
8	西町公園	便所	H5	8.06	コンクリートブロック造	不要
9	白岩岬公園	展望棟	S59	13.50	鉄筋コンクリート造	不要
10	荒瀬山森林公園	便所	H7	15.90	木造	不要
11	藻津漁港環境整備公園	便所	S61	4.62	コンクリートブロック造	不要
12	中筋川ダムサイト公園	便所	H8	44.25	鉄筋コンクリート造	不要
13	小野梓記念公園	便所	H14	15.84	鉄筋コンクリート造	不要

(10) 供給処理施設

主な施設	主な供給処理施設は、塵芥焼却場、環境管理センターなど全3施設です。
------	-----------------------------------

供給処理施設等の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	環境管理センターについては、埋め立て処理のため今後も必要な施設であることから、予防保全的維持管理に努め、長寿命化を図ります。 不燃物処理場については、老朽化していますが、施設が利用可能な間は缶プレス工場として利用していく予定であり、現有施設の維持に努めます。 焼却場については、広域での処理に移行したために、市の松風苑焼却場は現在未使用となっており、これらの施設は今後、全庁的な優先順位に基づき解体撤去の検討を行います。
品質に関する基本方針	維持する施設については、予防保全に基づく施設の長寿命化を最優先とします。
コストに関する基本方針	水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。 指定管理制度等の検討により、サービスの向上と維持管理コストの縮減を図ります。



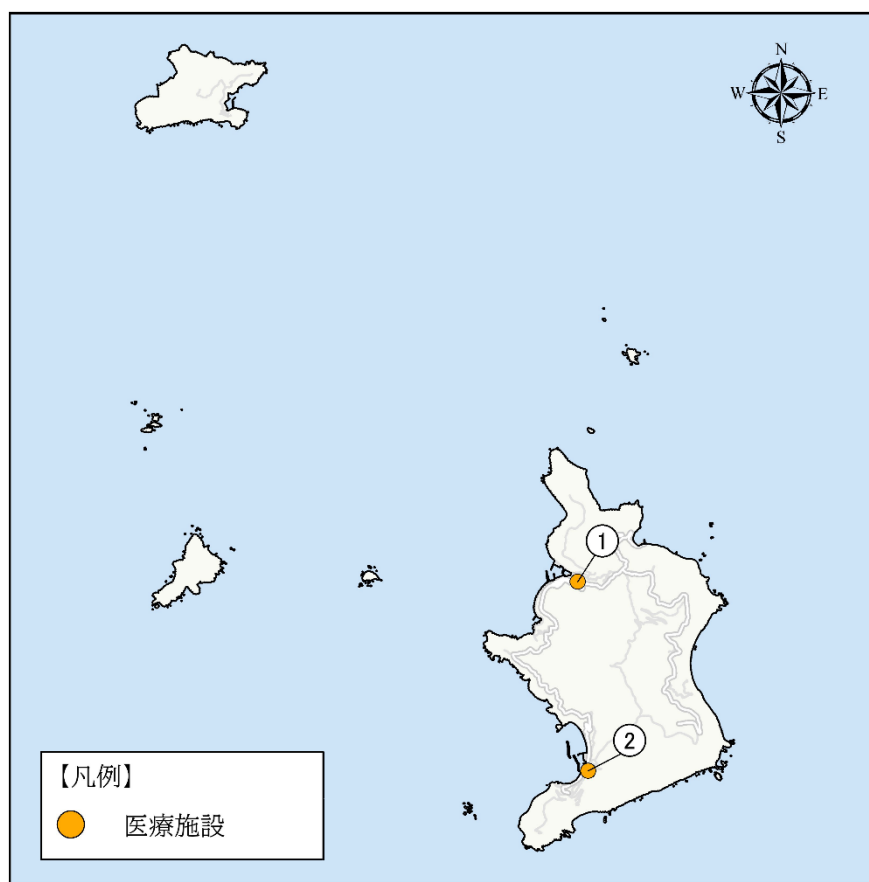
供給処理施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	塵芥焼却場	焼却場	S52	740.71	鉄筋鉄骨造	未実施
		管理室	S52	201.72	鉄筋コンクリート造	未実施
		処理場	S57	128.31	鉄骨造	不要
		事務所	S61	164.50	鉄骨造	不要
2	環境管理センター	管理棟	H7	151.90	鉄骨造	不要
		前処理棟	H7	203.25	鉄骨造	不要
		水処理管理棟	H7	269.58	鉄骨造	不要
3	元高石塵芥焼却場	焼却場	S44	108.16	鉄骨造	未実施

(11) 医療施設

主な施設	沖の島へき地診療所など全 2 施設です。
------	----------------------

供給処理施設等の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	利用状況、利用用途を勘案し、可能な範囲で統廃合を進めます。
品質に関する基本方針	維持する施設については、予防保全に基づく施設の長寿命化を図ります。
コストに関する基本方針	施設の総量の抑制及び長寿命化によるコストの縮減並びに平準化を目指すとともに、水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



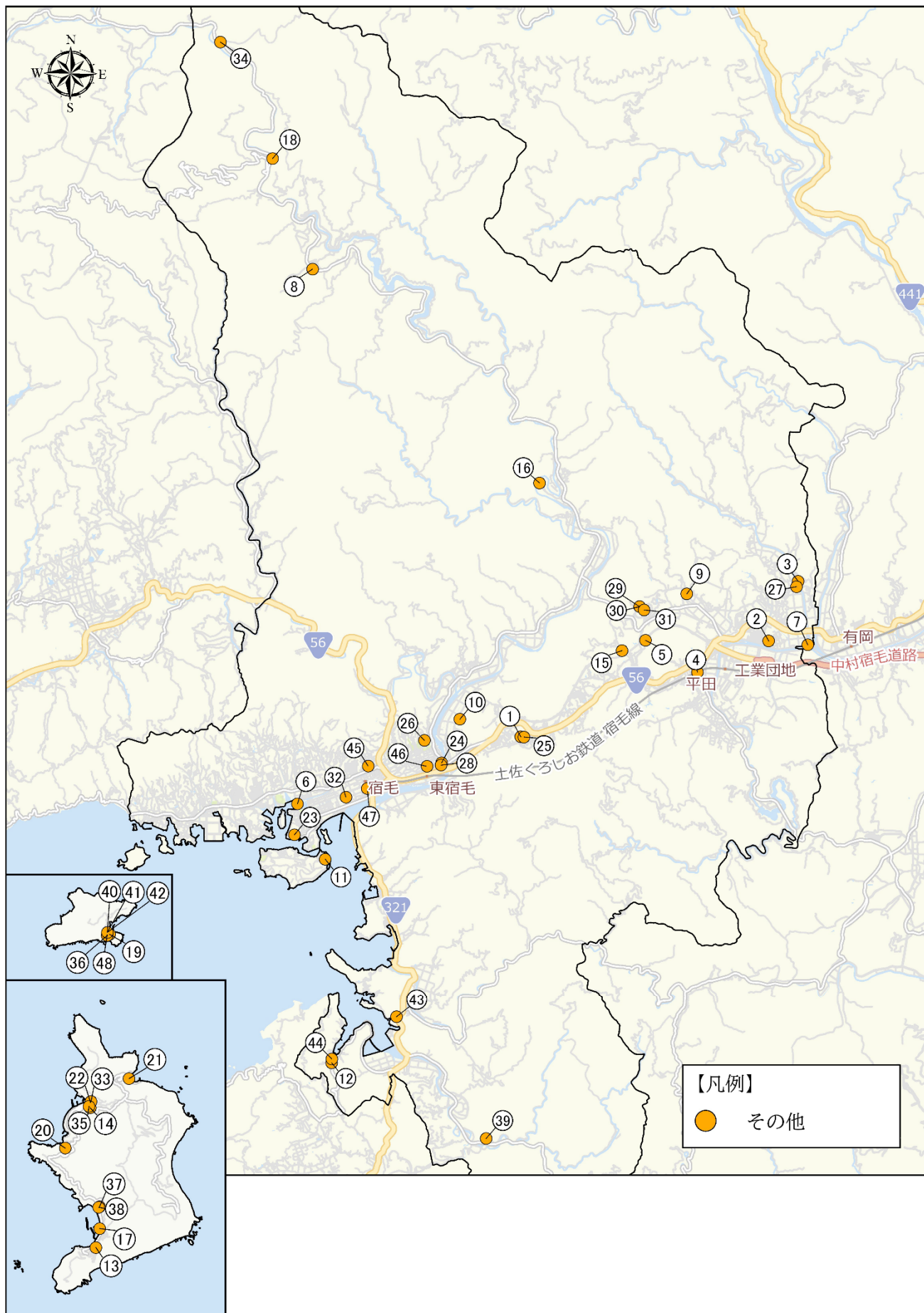
医療施設			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	沖の島へき地診療所	診療所	S58	110.50	鉄筋コンクリート造	不要
2	沖の島へき地診療所弘瀬出張所	診療所	S51・S56	71.49	木造	不要

(1 2) その他（職員住宅、斎場等）

主な施設	母島職員住宅、宿毛市斎場、三浦街区公園津波避難タワーなど全 48 施設です。
------	--

供給処理施設等の管理に関する基本方針を数量、品質、コストに分けて以下に示す。

基本方針	内容
数量に関する基本方針	対象施設は、現状維持を基本とします。施設の利用状況、利用用途を勘案し、今後の維持管理方針を定めます。
品質に関する基本方針	宿毛市斎場については、定期点検を実施し、予防保全に基づく施設の長寿命化を目指します。 その他の施設についても可能なものは、長寿命化を目指します。
コストに関する基本方針	施設の総量の抑制及び長寿命化によるコストの縮減並びに平準化を目指すとともに、水道光熱費の縮減のため、省エネルギー化を図ります。



その他			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
1	正和霊園	納骨堂	S54	173.00	鉄筋コンクリート造	未実施
2	貝礎霊園	納骨堂	S55	173.00	鉄筋コンクリート造	未実施
		調理室	S59	20.00	鉄筋コンクリート造	不要
3	手代岡霊園	納骨堂	S55	173.00	鉄筋コンクリート造	未実施
4	平田駅	駅舎	H9	60.00	鉄骨造	不要
5	宿毛市斎場	斎場	H3	436.65	鉄筋コンクリート造	不要
6	宿毛排水機場	排水機建屋	S47	165.90	鉄骨造	未実施
		便所	S47	1.39	鉄筋コンクリート造	未実施
7	山田排水機場	ポンプ室	H16	114.52	鉄筋コンクリート造	不要
		管理棟	H16	98.80	鉄筋コンクリート造	不要
		雨よけ施設	H16	3.14	木造	不要
8	山里の家（旧楠山小学校）	校舎	H2	474.58	木造	不要
		校舎	H2	96.45	鉄骨造	不要
		体育館	H2	253.00	鉄骨造	不要
		ポンプ室	H2	6.00	鉄骨造	不要
		浴室	H11	28.32	木造	不要
		休憩所	H11	15.00	木造	不要
9	元芳奈保育園	保育所	S47	94.00	鉄骨造	未実施
10	松田川小学校屋体	屋内運動場	S48	392.00	鉄骨造	実施済
11	大島公民館	集会所	S51	366.65	鉄筋コンクリート造	未実施
12	旧栄喜小学校	校舎	S39・S43・S44	1,144.00	木造・鉄筋コンクリート造	未実施
		屋内運動場	S53	350.00	鉄骨造	未実施
13	沖の島保育園保母住宅	住宅	S57	47.40	木造	不要
14	母島職員住宅	住宅	H元・H2	188.72	木造	不要
15	寺山公衆便所	便所	H2	17.50	木造	不要
16	神有公衆便所	便所	S57	16.00	コンクリートブロック造	不要
17	弘瀬公衆便所	便所	H12	39.56	鉄筋コンクリート造	不要
18	笹平公衆便所	便所	R3	4.68	鉄骨造	不要
19	鵜来島公衆便所	便所	S53	8.19	コンクリートブロック造	未実施
20	古屋野公衆便所	便所	S57	34.50	コンクリートブロック造	不要
21	久保浦公衆便所	便所	S58	32.99	コンクリートブロック造	不要
22	母島公衆便所	便所	S62	5.75	コンクリートブロック造	不要
23	片島公衆便所	便所	H13	38.94	鉄筋コンクリート造	不要
24	宿毛大橋公衆便所	便所	H17	15.63	鉄筋コンクリート造	不要
25	墓地公園	休憩所, 便所	S59	40.75	鉄筋コンクリート造	不要
26	山奈忠霊塔	忠霊塔	S57	20.66	鉄筋コンクリート造	不要
27	山田川左岸排水機場	ポンプ室	S44	37.45	鉄筋コンクリート造	未実施
28	おへんろさん休憩所	休憩所	H18	62.27	鉄筋コンクリート造	不要
29	防災備蓄倉庫	倉庫	H28	848.56	鉄骨造	不要
30	発電機室	倉庫	H28	16.98	鉄骨造	不要
31	防災備蓄倉庫（各地区77）	倉庫	H25	650.53	鉄骨造	不要
32	リサイクルステーション	倉庫	R3	9.70	木造	不要

その他			建築年度	延床面積 (㎡)	構造	耐震化
地図 番号	施設名	建物名				
33	車両格納庫（沖の島）	車庫	R4	11.24	鉄骨造	不要
34	元青少年山の家	住宅	S35	40.00	木造	未実施
35	旧沖の島医師住宅	住宅	S48	68.60	木造	未実施
36	元鵜来島小学校へき地教員住宅	住宅	S43	40.00	木造	未実施
37	元弘瀬中学校へき地教員住宅	住宅	S44・S48	180.00	木造	未実施
38	元弘瀬小学校へき地教員住宅	住宅	S40・S59	180.20	木造	未実施
39	旧石原小学校体育館	集会所	S49	223.00	鉄骨造	未実施
40	旧鵜来島小学校	集会所	S41	106.00	木造	未実施
41	旧鵜来島中学校へき地教員住宅	住宅	S48	39.52	木造	未実施
42	旧鵜来島職員住宅	住宅	S63	70.04	木造	不要
43	元小筑紫小学校	校舎	S37・S38・S39 ・S40・S42	1,920.00	鉄筋コンクリート造	未実施
		倉庫	S46	10.00	木造	未実施
44	旧栄喜保育園	保育室	S57	368.52	鉄筋コンクリート造	不要
45	旧中央保育園	保育室, 倉庫	S63	748.35	鉄筋コンクリート造・木造	不要
46	三浦街区公園津波避難タワー	津波避難タワー	R4	355.51	鉄骨造	不要
47	駅前2号公園津波避難タワー	津波避難タワー	R4	469.14	鉄骨造	不要
48	旧鵜来島へき地診療所	診療所	S59	34.80	木造	不要

2. インフラ資産

(1) 上水道

安全な飲料水を提供していくため、今後とも老朽化した管路施設の更新を進めていきます。また、管路の更新の際には耐震管を使用し、耐震化を図っていきます。

簡易水道事業は、事業規模が小さいことから経営基盤が脆弱なため、上水道と一体的に運営することにより、効率的な経営体制の確立を図ります。また中長期的視点に立った計画的な事業運営を行うため、経営戦略の策定を踏まえた投資・財政計画を策定するなどして施設の適正維持を目指します。

(2) 下水道

本市の公共下水道の整備は平成 4（1992）年度から本格的に着手しているため、大規模な更新等は令和 24（2042）年以降となる予定ですが、公共下水道等の長寿命化に関する適正な施設更新を行うため、ストックマネジメントの計画を策定するなどして、ライフサイクルコストの削減を目指します。

(3) 漁港

現在 8 つある漁港については、今後もすべて維持していく予定です。

それぞれの個別施設計画に基づき、戦略的な維持管理・更新等による施設の長寿命化やライフサイクルコストの削減を目指していきます。

(4) 橋梁

橋梁については、「橋梁長寿命化修繕計画（令和 4 年度更新）」を策定し、予防保全を中心とする長寿命化による維持管理コストの削減と平準化を進めます。

(5) その他インフラ（トンネル・公園施設）

本市の管理するトンネルは、宿毛トンネルと大道トンネル及び一生原トンネルの 3 本があります。このうち大道トンネルについては、近年も大規模な改修を行っており、今後とも予防保全的に維持管理に努めます。宿毛トンネルについては、坑口付近での法面崩落により通行止めとなっており、今後、地元関係者との協議により廃止も含めて検討していく予定としています。大道トンネルは昭和 52 年、一生原トンネルは令和 2 年の建設となっています。

また、都市公園については、9 か所あり、そのうち有料公園施設のある都市公園は 3 か所あり、公園の長寿命化を視野にいれた維持管理に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

公共施設等を総合的かつ計画的に管理し、本計画の基本理念及び基本方針に基づく取組を着実に推進するため、全庁を挙げた推進体制の整備が不可欠です。

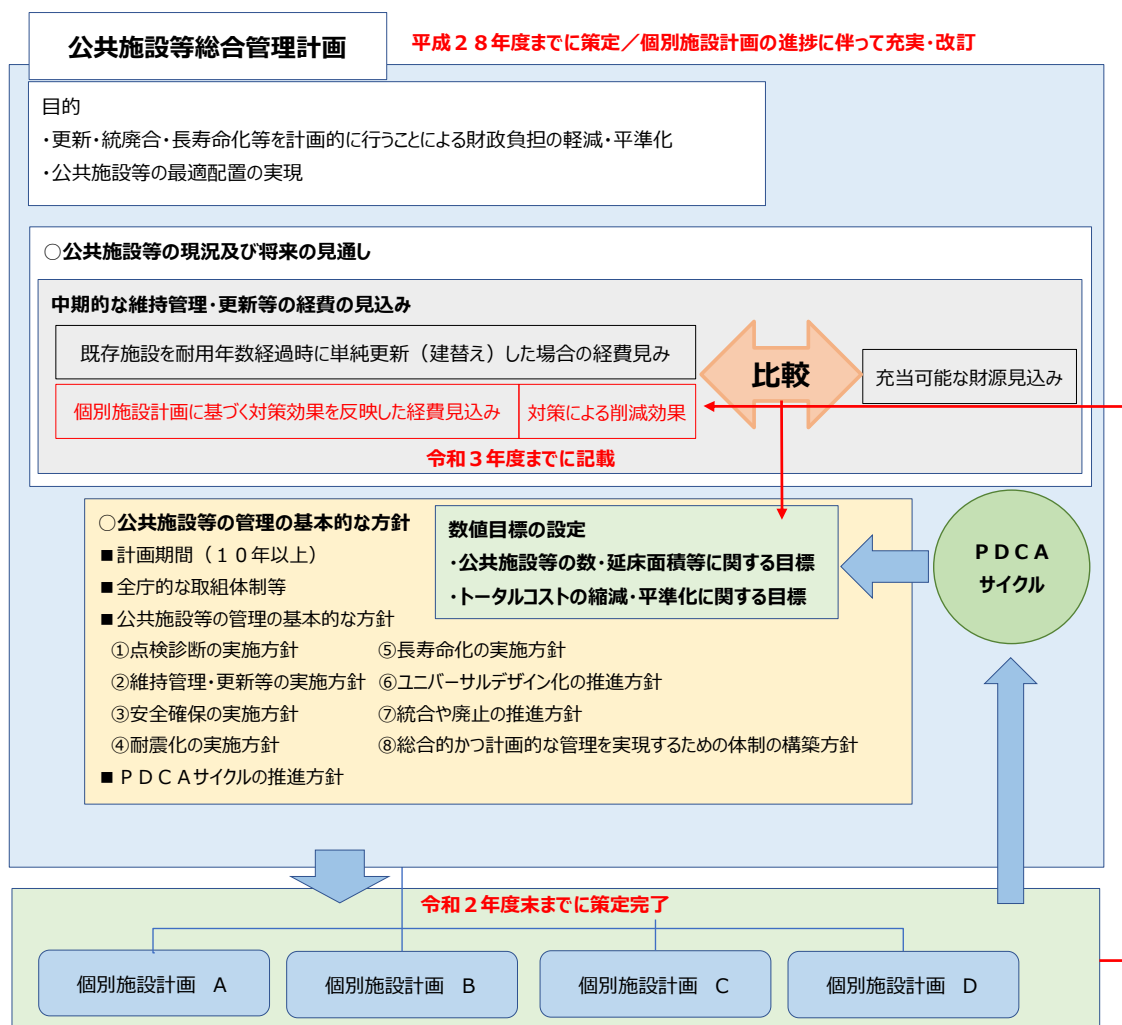
今後、全庁的に公共施設等のマネジメント業務を推進するにあたっては、職員一人ひとりが、本市全体の施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、従来の縦割りの中で施設ごとの管理状況から抜け出し、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。

また、総合管理計画の推進に当たっては、公共施設等を日々利用し、支えている住民との問題意識や情報の共有が不可欠です。

今後とも、公共施設等の有り方について、住民目線に立った幅広い議論を進めていくとともに、公共施設等に関する情報を積極的に開示していくこととします。

以上を踏まえ、今後、策定または改訂が進む各個別施設計画の内容を適宜反映していくことによって、国の要請でもある本計画の不断の見直しを行います。

図表 6.1 総合管理計画に係る国の要請



用語の解説

【い】

■ インフラ施設

一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道及び下水道のこと。なお、上水道及び下水道については、管に加えて処理施設等も含めている。

■ インフラ長寿命化基本計画

インフラの老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25（2013）年 6月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11月にとりまとめられた計画のこと。今後、この計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、全国のあらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされている。

■ 一般財源

地方公共団体の歳入のうち、使途が特定されず、どのような経費にも使用できるもの。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税などの合計額。

【か】

■ 改修

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能が物理的劣化や社会的劣化したものについて、初期の水準を超える性能及び機能を有する新しいものに取り換えること。

【け】

■ 減価償却資産

固定資産の調達費用を使用可能期間にわたって、分割して費用計上する会計処理のこと。施設、設備、機械装置、器具・備品といった時間の経過とともに価値が減少する資産のこと。

【こ】

■ 更新

対象となる建物の全体または部分の性能及び機能を初期と同等のものに取り換えること。

【し】

■ 修繕

対象となる建築物の全体または部分の性能及び機能を実用上支障のない状態まで回復させること。大規模修繕とは、これを対象施設全体にわたって大規模に実施すること。

■ 集約化

複数の施設が持つ類似する機能を一つの施設にまとめる手法のこと。

■新耐震基準

現在の耐震基準は、昭和 56（1981）年 6月に施行されたもので、以前の耐震基準と区別するために「新耐震基準」と呼ばれている。「頻繁に起こる大きさの地震（震度 5 程度）に対しては建物構造に損害がないようにする。」「滅多に起こらないが大きな地震（震度 6 強から 7 程度）に対しては、致命的な損害を回避し人命を保護するようにする。」ことを目標としている。

【た】

■耐震基準

建築物や土木構造物の設計の際に適用される地震に耐えることができる構造の基準で、建築基準法や道路橋示方書などにより定められている。

■多機能化

一つの空間を利用時間で分けて利用することで、多方面の目的性や作用を持った状態にすること。

■建替え

寿命を迎えた建物を解体し、利用者の要求水準に合わせて建て替えること。

【ち】

■長寿命化

従来の対症療法型から、「損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う」予防保全型へ転換を図り、公共施設等の定期的な施設点検を実施し、損傷が拡大する前に適切な処置を行うことで、構造・設備・機能などの耐久性を高め、公共施設等をできるだけ長く利用する手法のこと。

【の】

■延床面積

建物各階の床面積を合計した面積のこと。吹抜け部分、バルコニーの先端から 2m までの部分、庇、ピロティ、ポーチなどは床面積には含まれない、といった特例があり、単純に合計した面積ではない場合もある。

【ふ】

■複合化

複数の施設及び機能を一つの建物に統合・並置する手法のこと。

【ま】

■マネジメント

ある目標に対して、様々な資源・資産・リスクを管理し、効果を最大化する手法のこと。その内容には、評価・分析・選択・改善・回避・統合・計画・調整・指揮・統制・組織化などの様々な要素を含んでいる。

【ゆ】

■有形固定資産減価償却率

有形固定資産のうち、償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算したもの。このことにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる

【よ】

■予防保全

設備、施設等が故障してから修理修繕を行うのではなく、あらかじめ定められた計画的な検査・試験・再調整により、故障を防止し、劣化を抑え、故障率を下げるための方法をいう。

【ら】

■ライフサイクルコスト（LCC）

建物のライフサイクル全体にわたって発生する費用のこと。建設費から、点検・保守などの維持管理費用、更新費用、解体処分費まで含んでいる。

【り】

■リスク

不確実性のある事由によって、損失が発生する可能性。

【P】

■PDCA サイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つの頭文字を取ったものであり、業務を継続的に改善していく手法のひとつ。最後の Act の実施を受け、次の PDCA サイクルの Plan に繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。